

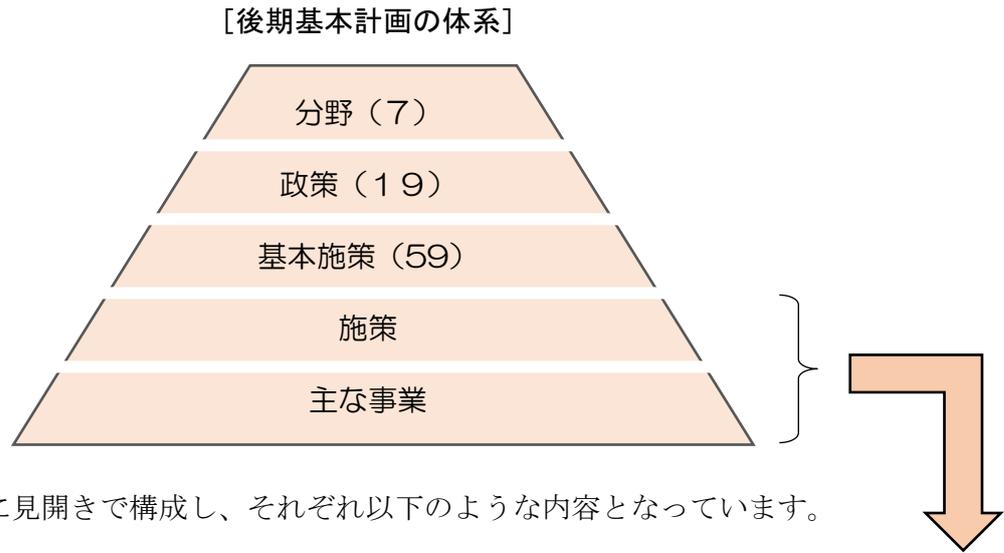
後期基本計画（案）

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

■後期基本計画の構成

基本計画は、基本構想に示した分野別構想を具体化するため、市が（市民、民間事業者と協働して）進めるべき施策の展開方針を示すものです。後期基本計画では、令和8（2026）年度～令和12（2030）年度までの5年間の施策を示します。

7つの分野のもとで、計19の「政策」を掲げ、さらにそのもとで計59の「基本施策」を位置付け、各基本施策に複数の「施策」を位置付けます。また、「施策」に対応する「主な事業」も掲げています。



左ページ	基本方針	基本施策で展開する施策の基本的な考え方や目標を示します。
	現況・課題	基本施策に関する現況やこれまでの取組状況、さらに今後における課題となる事項等を示します。
	目標指標	施策の展開によって目指す改善目標について、代表的な指標の現況値と（後期基本計画期間終了時の）目標値によって示します。
右ページ	施策の展開	基本施策において、現況における課題を解決するため、基本方針に沿って計画期間に展開すべき複数の施策を示します。
	主な事業等	施策を具体的に進める事業等について、主なものを示します。
	関連計画	施策展開に関連する個別分野の計画などの名称を示します。

19の「政策」、59の「基本施策」の一覧を、基本構想との関係も含めて次のページに示します。（「基本施策」は前期基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）から一部組み換えを行っています。）

基本理念

自立と個性の発揮

市民参加と協働の推進

将来都市像

推進テーマ

将来都市像

都市と自然のバランスのとれた
住みよさ日本一の星ふるまち

まちづくりの
柱
(分野)

1 健康福祉

保健・医療・福祉や子育て環境の充実による、健康で元気に過ごせるまちづくり

2 生活環境

市民生活の安全・安心確保の充実による、快適な環境で暮らせるまちづくり

3 都市建設

都市基盤や居住環境の整備・管理による、強靱で機能的なまちづくり

政策

1 健康づくりと保健・医療の充実	2 多様な福祉の充実	3 子育て環境の充実	1 生活の安全性確保	2 衛生的な環境づくり	3 地域の環境保全	1 計画的な土地利用	2 都市基盤の整備・管理	3 居住環境の整備
---------------------	---------------	---------------	---------------	----------------	--------------	---------------	-----------------	--------------

基本施策

1 健康づくりの推進	2 地域医療の充実	3 医療保険の安定運営	1 福祉意識の醸成と環境づくり	2 人材の確保・育成と団体の活動支援	3 包括的な相談・支援体制の構築	4 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり	5 災害に備えた避難支援体制づくり	1 妊娠・出産・子育て支援の充実	2 保育・幼児教育の充実	3 ひとり親家庭福祉の充実	1 防災・減災対策の強化	2 消防・救急体制の充実	3 防犯・交通安全対策	4 市民相談・消費者相談の充実	1 廃棄物の適正処理とリサイクル	2 墓地・斎場の整備・管理	1 環境美化の推進	2 環境負荷の低減	1 土地利用の誘導	2 市街地の整備	1 道路網の整備・管理	2 都市防災	3 港湾機能の整備	4 下水道の整備・管理	5 上水道の整備・管理	1 住宅環境の整備・向上	2 公共交通の確保と施設の充実	3 緑地保全・都市緑化	4 公園の整備・管理	5 都市景観形成
------------	-----------	-------------	-----------------	--------------------	------------------	-----------------------	-------------------	------------------	--------------	---------------	--------------	--------------	-------------	-----------------	------------------	---------------	-----------	-----------	-----------	----------	-------------	--------	-----------	-------------	-------------	--------------	-----------------	-------------	------------	----------

推進
テーマ

『くだまつ愛』で 未来へつなぐ
安全安心なまち

4 産業経済

地元産業の相互連携や育成・振興による、活気と魅力に満ちたまちづくり

- | | | |
|----------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 農林水産業の振興 | 商工業の振興 | 魅力的なしごとづくり |

- | | | | | |
|-------|-------|--------|-----------------|-------------|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 農業の振興 | 林業の振興 | 水産業の振興 | 工業・物流業の振興 | 商業・サービス業の振興 |
| | | | 1 | 2 |
| | | | 企業立地と創業・事業承継の促進 | 就業と労働環境の充実 |

5 教育文化

多様な教育・学習の機会の充実による、生涯にわたり生き生きと学べるまちづくり

- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 学校教育の充実 | 社会教育の充実 | 文化振興と文化財保護 |

- | | | | | | | |
|--------------|------------|----------|-----------|---------|---------|-------------|
| 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 小・中学校教育環境の充実 | 小・中学校教育の推進 | 青少年の健全育成 | 生涯学習環境の充実 | 生涯学習の推進 | 文化活動の振興 | 歴史・伝統の保護と活用 |

6 市民協働

自助・共助・公助の調和による、市民協働で取り組むまちづくり

- | | | |
|---------|-------------|-------|
| 1 | 2 | 3 |
| 協働体制の確立 | にぎわい創出と魅力発信 | 人権の尊重 |

- | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|---------|---------|-----------|-----------|------------|----------|-------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 |
| 市民と行政の情報共有化 | 協働による地域活動の推進 | 民間活力を活用した協働 | 観光拠点の充実 | 観光産業の振興 | スポーツ環境の充実 | スポーツ環境の推進 | 多文化共生と国際交流 | 移住・定住の促進 | 人権の尊重 | 男女共同参画の推進 |

7 行政管理

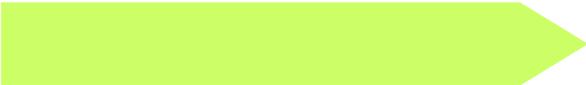
効果的・効率的な行財政運営による、健全で持続可能なまちづくり

- | |
|-----------|
| 1 |
| 効率的な行財政運営 |

- | | | |
|----------|-----------|--------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 行政情報化の推進 | 公共施設の総合管理 | 健全で効率的な行財政運営 |

基本構想

後期基本計画

	1 健康福祉	• • P 2 3
	2 生活環境	• • P 4 7
	3 都市建設	• • P 6 5
	4 産業経済	• • P 9 1
	5 教育文化	• • P 1 0 7
	6 市民協働	• • P 1 2 3
	7 行政管理	• • P 1 4 7

1 健康福祉

【政 策】	【基本施策】
1 健康づくりと保健・医療の充実	1 健康づくりの推進
	2 地域医療の充実
	3 医療保険の安定運営
2 多様な福祉の充実	1 福祉意識の醸成と環境づくり
	2 人材の確保・育成と団体の活動支援
	3 包括的な相談・支援体制の構築
	4 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり
	5 災害に備えた避難支援体制づくり
3 子育て環境の充実	1 妊娠・出産・子育て支援の充実
	2 保育・幼児教育の充実
	3 ひとり親家庭福祉の充実

1 健康づくりの推進

基本方針

生涯にわたり心身ともに健やかな暮らしを続け、地域で安心して生活できるよう、各種保健事業や疾病予防、感染症予防等の対策を介護予防等との連携も含め推進するとともに、健康への市民の関心を高め、健康づくりの実践を広げる取組を進めます。

現況・課題

- ★「健康くだまつ 21（下松市健康増進計画・くだまつ食育推進計画）」、「下松市自殺対策計画」を、子ども版の作成を含め定期的に改定を図ることにより、保健事業を推進しています。
- ★集団検診の複合健診化や、健診の予約受付、相談等へのDX*の活用などに努めていますが、さらなる健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の予防や早期発見等のほか、介護予防と一体化した取組が必要です。
- ★下松市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するなど感染症対策の充実に努めています。また、メンタルヘルスへの取組も重要であり、誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくりを進める必要があります。
- ★多様化する市民の健康ニーズに応えるため、保健、医療、福祉、介護部門の連携や市民、関係機関、行政の連携強化が求められます。
- ★市民一人一人の主体的な健康づくりを進めるため、個人の健康づくりを支える家庭や地域、学校、職場、行政等の関係者が協力した取組や環境づくりが必要です。
- ★歯・口腔の健康が全身の健康に影響することから、下松市歯科医師会や下松デンタルアカデミー専門学校等と連携し、歯科保健の推進に努めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)	令和 4年度	男性 80.20 歳 女性 84.61 歳	延伸する	県健康増進課
健康状態が「よい」と回答した人の割合	令和 4年度	57.1%	60%	健康づくりに関する県民意識調査「よい」「まあよい」と答えた人の割合

施策の展開

(1) 健康づくりの推進

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識で各健康施策に興味を持ち、参加する環境づくりに努め、市民・関係機関が一体となった地域ぐるみの健康づくりの取組を推進します。また、健康寿命の延伸を目指し、ライフステージ*に応じた事業を検討し、展開を図ります。

(2) 保健活動の充実

高齢化の進展や多様化する保健ニーズに対応する保健サービス、保健体制の充実を図ります。また、社会資源を活用し、歯科保健事業や食育事業の充実を図ります。「下松市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を支える人材の育成や市民への啓発等を行い、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

(3) 疾病予防と早期発見

がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療に向け、健康教育、健康相談の充実を図るとともに、DX*の有効な活用も含め、各種健（検）診の受診率向上に努めます。

(4) 感染症等の予防対策

新型インフルエンザ等の感染症や食中毒等、地域における健康危機の発生に備えて、県周南健康福祉センターをはじめとする関係機関と連携し、防疫体制、感染予防・拡大防止体制の整備に努めます。また、災害時における健康維持への取組を強化します。

主な事業等

- ・健康づくり推進事業
- ・食育推進事業
- ・健康増進事業
- ・がん検診
- ・歯科保健事業
- ・自殺対策事業
- ・感染症予防対策事業
- ・新型インフルエンザ等対策事業

関連計画

計画名	計画期間
健康くだまつ21（第3次下松市健康増進計画・第3次くだまつ食育推進計画）	令和5年度～令和9年度
下松市自殺対策計画	令和2年度～令和9年度
下松市新型インフルエンザ等対策行動計画	令和7年度～

2 地域医療の充実

基本方針

高齢化時代の地域医療のあり方を追求する中で、下松医師会、医療機関と連携しつつ、医療体制の充実や多様な医療ニーズへの対応力の強化を目指します。

現況・課題

- ★高齢者が増加する中、医療と介護の連携を推進し、周南地域二次医療圏のもとで、地域で求められる医療体制を確保することが必要です。
- ★下松医師会や医療機関との連携により、一次救急*は下松市休日診療所や休日外科診療（在宅当番医制）で対応しています。二次救急医療*は、周南記念病院も含めた周南地域の病院群輪番制*による連携の強化が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
休日の救急医療体制の提供		整備済	維持	

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

国・県による新たな地域医療構想のもと、その実現に向け、周南記念病院を拠点に、下松医師会との連携を通じた広域的な地域医療体制の充実を図ります。

(2) 多様な医療ニーズへの対応

夜間・休日、救急等、多様な医療ニーズへの対応を図るとともに、下松市休日診療所や休日外科診療（在宅当番医）の運営のほか、オンライン診療*の検討など、きめ細かい医療体制の確保に努めます。

(3) 医療と介護の連携強化

在宅医療と介護を一体的に提供するため、市が中心となって、下松医師会等と連携しながら、医療・介護関係者の連携体制の強化を図ります。

主な事業等

- ・ 周南地域救急医療対策協議会
- ・ 周南地域医療対策協議会
- ・ 休日診療所の運営
- ・ 在宅当番医制

3 医療保険の安定運営

基本方針

国民健康保険・後期高齢者医療制度について、長期的な健全経営に向けた努力を重ねるとともに、医療費の適正化のため、市民の理解を促進しつつ保健事業など必要な対応を進めます。

現況・課題

- ★国民健康保険は、財政運営が県単位化され、長期的に健全な運営を目指しています。窓口業務等を担う市では、保険税収納率が県内上位にあるほか、下松市国民健康保険データヘルス計画を改定しつつ、特定健診の受診率向上、民間活力を導入した特定保健指導の実施等により、健康寿命の延伸、医療費の適正化、保険制度への理解に関する啓発などに努めています。被保険者証の廃止に伴うマイナ保険証*を基本とした仕組みへの移行や、保険料水準の県内統一化への対応も必要とされています。
- ★後期高齢者医療制度については、制度の改正等に対応しつつ、引き続き山口県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全運営を図る必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
国民健康保険特定健康診査受診率	令和5年度	39.2%	60%	受診率の向上に取り組む

施策の展開

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定運営

山口県との連携等により、保険税の収納率向上対策、交付金の確保等に努めるとともに、保険料水準の県内統一化への対応を図りながら、国民健康保険の安定運営につなげます。また、山口県後期高齢者医療広域連合との連携により、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

(2) 医療費適正化の推進

医療の適正受診等に関する意識啓発に努めるとともに、特定健康診査、特定保健指導の推進や周知拡大など、保健事業の充実による健康の保持・増進を図り、医療費の適正化を推進します。

主な事業等

- ・ 納税環境の整備
- ・ 滞納処分の強化
- ・ 特定健診受診率向上の推進
- ・ 特定保健指導事業
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・ ジェネリック医薬品*の利用促進
- ・ 適正服薬・適正受診の促進

関連計画

計画名	計画期間
下松市国民健康保険第3期データヘルス計画（下松市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画）	令和6年度～令和11年度

1 福祉意識の醸成と環境づくり

基本方針

共に支え合いながら暮らす意識を醸成し、暮らしやすい地域をつくる活動を広げます。年齢や性別、障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で快適に暮らせる環境づくりに向け、地域共生社会の実現を目指した取組を進めます。また、新たな地域福祉拠点施設の整備や、既存福祉施設の利用促進、維持管理に努めます。

現況・課題

- ★地域の人が共に支え合い暮らす地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるとともに世代間の交流を図り、近隣住民のつながりを深めていくことが必要です。下松市生活支援体制整備事業として、おおむね公民館区ごとに協議体を設置し、生活支援コーディネーター*の配置を行っており、地域により独自の活動も行われています。
- ★高齢者や障害者等の配慮が必要な人の社会参加を促進し、安全で快適な暮らしを実現するためには、すべての人が互いの人権と尊厳を尊重し合う地域共生社会への幅広い理解を深めることが必要です。
- ★学校における福祉学習や地域の様々なボランティア活動、各種情報の提供、共有等、福祉の芽を育み、支え合いの輪を広げる取組をさらに進める必要があります。
- ★下松市地域交流センターや下松市老人集会所等、既存の福祉施設の適正な維持管理等を行うと同時に、下松市福祉センターの別館建設による地域福祉拠点施設の整備を進めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
ヘルプマークの交付者数	令和 6年度末	200人	320人	ヘルプマークの延べ交付者数

施策の展開

(1) 支え合い意識の醸成

お互いに支え合える関係を築き、つながりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。

(2) バリアフリー*の理解促進

高齢者や障害者等の配慮が必要な人の社会参加を促進するため、移動、利用しやすい環境づくりに向けたユニバーサルデザイン*化の整備を進めます。また、あいサポート運動*などによる心のバリアフリー*思想の普及・啓発に努めます。

(3) 支え合いの地域活動の推進

地域の生活課題をそこに住む住民が自ら検討し支え合えるよう、下松市生活支援体制整備事業による協議体運営を支援し、様々な地域資源の発掘、ニーズと取組のマッチングを促進します。

(4) 地域福祉の拠点整備

新たに地域福祉拠点施設を整備するとともに、誰もが気軽に立ち寄り相談ができ住民同士が交流する場として、利用促進、適正な維持管理等に努めます。

主な事業等

- ・あいサポート運動*の普及・啓発
- ・ヘルプカード、ヘルプマーク*の普及・啓発
- ・やまぐち障害者等専用駐車場利用制度の周知
- ・手話奉仕員養成事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域福祉拠点整備事業
- ・老人集会所管理運営事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市地域福祉計画（第5次ふくしプランくだまつ）	令和8年度～令和12年度
下松市老人福祉計画・下松市介護保険事業計画（第8次くだまつ高齢者プラン）	令和6年度～令和8年度
第五次下松市障害者計画	令和6年度～令和11年度
第7期下松市障害福祉計画・第3期下松市障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度
下松市保健福祉施設個別整備計画	令和2年度～令和12年度

2 人材の確保・育成と団体の活動支援

基本方針

地域での福祉活動の担い手となる人材の確保・育成、福祉に携わる組織や団体の活動支援、ボランティア活動に取り組みやすい環境づくりを進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

現況・課題

- ★民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手の不足、高齢化が顕著になっており、次世代の担い手となる人材を育成するための取組が必要です。
- ★下松市社会福祉協議会や関係団体の諸活動への支援、民生委員・児童委員の確保や活動支援等に努めていますが、従来の体制では対応が困難な問題が生じる可能性があります。
- ★ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- ★介護事業所の主体的な人材の確保・育成の取組を支援し、介護を支える人材の確保を図る必要があります。
- ★全国的に保育人材の需要が高まる中、市内保育所等への就職を促進するなど、保育士、幼稚園教諭の確保に向けた取組が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
手話奉仕員養成講座の受講修了者数	令和 6年度末	178 人	208 人	手話奉仕員養成講座の延べ受講修了者数
介護支援ボランティアポイント制度* 登録者数	令和 6年度	148 人	200 人	制度登録者の実人数

施策の展開

(1) 地域福祉活動を推進する人材の育成

高齢、障害、子ども等福祉の各分野における人材養成事業等の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉活動を推進する人材の育成に努めます。

(2) ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動を地域福祉の充実につなげるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や活動の支援を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が困難となる中、組織や団体の特性を活かした柔軟な活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

(4) 福祉に携わる人材の確保

福祉サービスを必要とする人が質の高いサービスを受けられるよう、福祉に携わる人材の確保、資質の向上、定着支援に関する施策の充実を図ります。福祉の現場の負担を軽減するデジタル技術の活用を支援していきます。

主な事業等

- ・地域福祉団体等活動支援事業
- ・民生委員事業
- ・手話奉仕員養成事業
- ・介護支援ボランティアポイント制度*の充実
- ・介護人材確保事業の推進
- ・保育所・幼稚園実習生受入強化事業
- ・保育士トライアル雇用事業
- ・こどもの居場所づくり支援事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市地域福祉計画（第5次ふくしプランくだまつ）	令和8年度～令和12年度
下松市老人福祉計画・下松市介護保険事業計画（第8次くだまつ高齢者プラン）	令和6年度～令和8年度
第五次下松市障害者計画	令和6年度～令和11年度
第7期下松市障害福祉計画・第3期下松市障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度
下松市子ども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、第1期子ども・若者計画）	令和8年度（令和7年度）～令和11年度

3 包括的な相談・支援体制の構築

基本方針

地域共生社会の実現に向け、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野を超え包括的に相談できる体制の構築を図るとともに、必要とするサービスや支援の確実な提供に努め、関係機関が連携し、困難を抱えている人を地域全体で支える体制の構築を図ります。

現況・課題

- ★高齢者をはじめ障害者や子どもなどの福祉に関する地域生活課題は複雑化・複合化が進み、個別分野の相談業務だけでは課題解決が難しくなっています。包括的な相談・支援体制を構築し、必要とする人への適切なサービスや支援につなげることができるよう、関係機関と連携して取り組む必要があります。
- ★いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を経て、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム*」の深化・推進に努めています。
- ★下松公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害等の要因から就労が困難な人に対して就労の支援、雇用の拡大に努めています。
- ★高齢者や障害者などで民間賃貸住宅に入居が制限される等、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、山口県居住支援協議会で協議等を進めています。
- ★高齢者や障害者等の地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立の促進等福祉施策を総合的に推進するとともに、福祉サービス等が計画的に提供されるよう努めています。また、高齢者等見守り活動に関する協定により、地域の見守り体制の整備に努めています。
- ★障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関とのネットワーク構築を推進する中核機関として、下松市地域自立支援協議会を設置しています。また、障害者の重度化・高齢化や親亡き後に備え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の整備を進めています。医療的ケア児についての地域生活課題を協議し、関係機関と連携しつつ支援に努めています。
- ★生活困窮者自立支援事業を推進し周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援・情報提供等に努めています。
- ★「下松市成年後見支援センター」を令和4年3月に設置し、認知症や障害等により判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、成年後見人等が財産管理や日常生活の手続きを行う「成年後見制度」について、相談支援や制度周知を行っています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和6年度末	6人	8人	市及び市内事業所における医療的ケア児等コーディネーターの配置者数
認知症サポーター*数	令和6年度	7,149人	8,000人	認知症サポーター*養成講座修了者数の累計
高齢者等見守り活動に関する協定締結事業者数	令和6年度	42事業所	50事業所	協定締結事業者数

施策の展開

(1) 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり

既存の相談・支援体制の充実、スキルの向上、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題等を包括的に相談できる体制の構築を図り、サービスや支援を必要としている人に対し確実にサービスの提供や支援を行えるよう、関係機関と連携し、取組を進めます。

(2) 見守り活動の充実

高齢者や障害者等の様々な問題について、早期に発見し対応できるよう、高齢者等見守りに関する協定の充実やその有効な運用等により、見守り活動を続けていきます。

(3) 認知症施策の総合的な推進

認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する知識の普及、見守り支援体制の充実、認知症の早期発見・早期対応、認知症の人とその家族に対する支援等、認知症に関する施策の総合的な推進を図ります。

(4) 医療機関等と連携した事業の充実

在宅で生活しながら医療的ケアや介護を必要とする高齢者や障害児・者に対して効果的な支援ができるよう、医療と福祉の連携体制を整備します。

(5) 介護保険制度の運営充実

「下松市介護保険事業計画」における施設の整備状況や国の介護保険制度の改正状況等を踏まえ、適正な介護保険財政の運営と必要な施設整備やサービス提供を進めるほか、介護予防の充実に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の充実・確保

「下松市障害福祉計画」及び「下松市障害児福祉計画」における成果目標やサービス見込量に基づき、障害のある人への支援提供体制の充実・確保に努めます。

主な事業等

- ・生活困窮者自立支援事業の推進
- ・包括的な相談・支援体制の構築
- ・介護保険事業計画に基づく施設整備等の事業
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・成年後見制度の利用促進
- ・認知症に関する事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市地域福祉計画（第5次ふくしプランくだまつ）	令和8年度～令和12年度
下松市老人福祉計画・下松市介護保険事業計画（第8次くだまつ高齢者プラン）	令和6年度～令和8年度
第五次下松市障害者計画	令和6年度～令和11年度
第7期下松市障害福祉計画・第3期下松市障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度

4 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

基本方針

自身の力を発揮し活躍できる機会の提供等に努めるとともに、市民一人一人の自発的な介護予防に対する取組への支援、生活ニーズに応じたサービスの提供等に努め、誰もが生きがいを持ち自分らしい生活が続けられる取組の推進を図ります。

現況・課題

- ★高齢者等の介護予防、社会参加を目的とした住民運営の「通いの場」への支援や、外出支援のためのバス・タクシー利用助成事業、シニアスポーツ大会、健康長寿推進大会などを行っており、高齢者や障害者の社会参加、生きがいづくりを継続的に推進していく必要があります。
- ★障害者の社会参加促進に向け、福祉タクシー券の交付などの外出支援を行っており、障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会を確保することが重要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
「通いの場」の数	令和 6年度	63 箇所	73 箇所	月 1 回以上、体操や趣味活動等を行い、介護予防に資する「通いの場」の数

施策の展開

(1) 介護予防の推進・充実

住民が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、通いの場等の支援体制の充実を図ります。

(2) 社会参加の促進と生きがいつくり

年齢や障害の有無にかかわらず参加できるイベント等を開催するとともに、外出や移動の支援を行うことにより、高齢者や障害者が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。

(3) 生活のニーズに応じたサービスの提供

一人一人の生活状況に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、地域で必要なサービスが受けられる環境を整えます。

主な事業等

- ・ 通いの場の設置・運営支援
- ・ 福祉推進バス運営事業
- ・ 高齢者バス・タクシー利用助成事業
- ・ 福祉タクシー助成事業
- ・ 一般介護予防事業
- ・ 敬老事業
- ・ 高齢者生きがいつくり事業
- ・ 医療的ケア児等の支援体制の整備
- ・ サービス・活動事業
- ・ 保健事業と介護予防の一体的な実施事業
- ・ 終活安心支援事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市地域福祉計画（第5次ふくしプランくだまつ）	令和8年度～令和12年度
下松市老人福祉計画・下松市介護保険事業計画（第8次くだまつ高齢者プラン）	令和6年度～令和8年度
第五次下松市障害者計画	令和6年度～令和11年度
第7期下松市障害福祉計画・第3期下松市障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度

5 災害に備えた避難支援体制づくり

基本方針

平時から避難行動要支援者や福祉避難所*に関する取組を進め、災害時の避難行動に支援が必要な人の早期避難や福祉避難所*の速やかな開設・運営につなげます。

現況・課題

- ★避難する際に支援を必要とする人（避難行動要支援者）を市が直接・個別に支援することが難しいため、民生委員・児童委員や自主防災組織など、地域で活動される人々が避難を支援する取組の充実を図ることが必要です。
- ★避難行動要支援者の早期避難につなげるため、避難を支援する団体等と避難行動要支援者の情報共有に努めています。避難を支援する団体等に避難の支援を強いることができない状況の中、避難行動要支援者の早期避難を促すため、災害避難時タクシー利用助成を行っていますが、早期避難に対する意識の高揚を図る必要があります。
- ★定期的に避難行動要支援者名簿の作成、更新を行い、避難行動時に必要な物資や支援者への連絡方法などを考えることで、避難行動要支援者の防災意識の高揚を図っています。
- ★福祉避難所*の運営に必要な防災備蓄品や感染症対策用物品等の充実を図るとともに、円滑に福祉避難所*を開設・運営するため、感染症対策も考慮した訓練等を定期的に行うことが重要です。
- ★福祉避難所*の受入人数に限界があるため、受入の優先判定を行う仕組みを構築するとともに、一般の避難所における福祉避難スペースの確保を検討する必要があります。
- ★福祉避難所*の利用対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児とその家族等、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人です。対象者に応じた福祉避難所*の整備を図るとともに、協定を締結した法人と連携しながら、福祉避難所*の運営に努める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)作成件数	令和7年度	564件	600件	災害時等に避難する際に支援が必要な人に関する個別計画作成件数

施策の展開

(1) 要配慮者避難支援体制づくり

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難を支援する団体等と避難行動要支援者の情報共有に努め、災害等で避難する時に手助けを必要とする人の早期避難を図ります。

(2) 福祉避難所*開設・運営に関する取組の推進

一般の避難所で生活することが難しいと判断される人が利用する福祉避難所*を円滑に開設・運営するための取組を進めるとともに、「災害発生時における福祉避難所*の設置運営に関する協定」締結法人と連携し訓練等を実施します。

(3) 防災ラジオ*を活用した早期避難の推進

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族等、要支援者の避難を支援する団体等に防災ラジオ*を無償貸与し、避難行動要支援者の早期避難を図ります。

主な事業等

- ・ 要配慮者避難支援体制づくり事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市地域防災計画	令和6年3月～必要に応じて見直し
下松市災害備蓄計画	令和5年8月～必要に応じて見直し
下松市地域福祉計画（第5次ふくしプランくだまつ）	令和8年度～令和12年度
下松市老人福祉計画・下松市介護保険事業計画（第8次くだまつ高齢者プラン）	令和6年度～令和8年度
第五次下松市障害者計画	令和6年度～令和11年度
第7期下松市障害福祉計画・第3期下松市障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度

1 妊娠・出産・子育て支援の充実

基本方針

こども家庭センター*「ハピスタくだまつ」を核として、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させ、適切な情報提供や学習機会の提供、相談対応、子育てにかかる経済的負担の軽減支援、児童虐待防止への取組などを総合的に進めていきます。また、地域が一体となって、子育てに不安や悩みを抱える家庭を支援していきます。

現況・課題

- ★令和8年に「下松市こども・若者計画」を策定し、令和7年に改定した「下松市子ども・子育て支援事業計画」と合わせて「下松市こども計画」と位置づけ、「子どもを大事にするまち」の実現に向け、子育て意識の啓発や母子保健施策、各種の子育て支援施策などの取組を総合的に進めています。
- ★妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援のために、母子保健と児童福祉の機能を統合したこども家庭センター*「ハピスタくだまつ」を令和8年2月に開設しました。
- ★不妊・不育症治療費の助成のほか、妊娠期から出産・子育て期にわたる伴走型相談支援や経済的支援、産後ケア事業、母子保健対策の充実などに努めており、ファミリーサポートセンター*の利用ニーズも増加しています。さらに関係機関等との連携体制の強化により、切れ目のない支援体制を充実させる必要があります。
- ★こども家庭センター*や子育て支援センター*では、子育てに関する相談、指導、情報提供や交流促進などに取り組んでいます。子どもや子育て世帯に関する相談は増加しており、相談に応じた適切な支援を行っています。また、「くだまる子育て応援アプリ*」を有効に活用し、子育てのステージに応じた情報を発信していく必要があります。
- ★児童虐待などの諸問題に対して、関係機関と連携するとともに、地域のネットワークと協働し、問題の未然防止や早期発見の取組に努めています。
- ★子育て世帯の経済的負担の軽減のため、令和6年8月から子ども医療費助成制度を高校生年代まで拡充したほか、令和6年9月から所得制限や同時入所要件を設けず3歳未満の第2子以降の保育料を無償化し、さらに令和6年10月から児童手当を拡充（所得制限撤廃、高校生年代まで延長等）しました。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
3歳児健康診査受診率	令和6年度	98.17%	100%	
ファミリーサポートセンター*活動件数	令和6年度	1,716件	1,900件	

施策の展開

(1) 切れ目のない支援体制の充実

こども家庭センター*を中心に、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない伴走型の支援ができるよう、関係機関相互の連携体制を強化しつつ支援体制の充実を進めます。

(2) 妊娠前・妊娠期・出産後の支援

妊娠を希望する夫婦に対する不妊・不育症治療費の適切な助成のほか、妊娠期から出産・子育て期にわたり、母子への心身のケアや育児のサポートなど、安心して過ごせるような支援を充実させていきます。

(3) 子育て支援の充実

関係機関との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長発達を支援するため、ライフステージ*に応じた子育て支援事業を、随時適切に見直しつつ一層充実させていきます。

(4) 子育て相談や情報提供体制の充実

各関係機関との連携のもと、子どもとその家庭等からの相談に応じ、適切な情報を提供しつつ安心を提供します。また、「くだまる子育て応援アプリ*」の効果的な活用、内容充実、利用促進に努めます。

(5) 子育て学習機会の充実

子どもの年齢や多様なニーズに対応した、気軽に参加できる子育て講座等を開催し、家庭における子育て意識の高揚、学習機会の充実に努めます。

(6) 児童虐待防止への取組

児童虐待を未然に防ぐため、こども家庭センター*を中心に、地域のネットワークと協働し、啓発等の予防的対応に努めるとともに、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援に取り組めます。

(7) 経済的支援の充実

子ども医療費助成や保育料無償化など、拡充した子育てへの経済的支援策を継続的に実施していきます。

(8) 子育てに関する助け合いの推進

仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリーサポートセンター*の利用促進、提供会員数の拡大に取り組めます。

主な事業等

- ・利用者支援事業（こども家庭センター*）
- ・妊産婦・乳幼児健康診査・家庭支援事業
- ・子育て支援センター*事業
- ・くだまる子育て応援アプリ*
- ・第2子以降保育料無償化事業
- ・乳幼児・子ども医療費助成
- ・児童手当の支給
- ・ファミリーサポートセンター*事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、第1期こども・若者計画）	令和8年度 (令和7年度) ～ 令和11年度

2 保育・幼児教育の充実

基本方針

仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てできるように、保育・幼児教育の受入れ体制を確保するとともに、多様な保育ニーズへの対応として、延長保育や一時預かり等の特別保育事業の充実、また、放課後児童クラブ（児童の家）の充実に努めていきます。

現況・課題

- ★周産期から乳幼児、児童、青少年までの子育て環境づくりとして、保育所、幼稚園、認定こども園*、放課後児童クラブ（児童の家）、子育て支援センター*など、多様な保育・幼児教育基盤の充実に努めています。令和8年度開始のこども誰でも通園制度*（0歳6か月から満3歳未満の未就学児が対象）への対応も必要です。
- ★保育需要は増加傾向ですが、保育提供体制の確保については、将来の乳幼児人口の減少を見据えた上で、検討していく必要があります。なお、市立保育園は2園体制を維持することとしています。
- ★多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業（延長保育、一時預かり、障害児保育等）を実施しているほか、病児・病後児保育事業*等の推進に努めています。
- ★生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の促進のため、「保育・幼児教育の無償化」を実施しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
待機児童数	令和7年度	1歳児 : 2人	0人	4月1日時点

施策の展開

(1) 保育サービスの充実

幼稚園の認定こども園*への移行により保育の受入れ体制の整備を図り、待機児童の解消に努めます。また、安全で快適な保育環境を確保し、保育サービスの充実を図るために必要な整備を計画的に進めるとともに、保育士・幼稚園教諭の人材確保に努めます。

(2) 市立保育園の運営

市立保育園2園は、地域の保育の中心的な役割として、保育の質の向上に取り組み、様々な保育ニーズに対応するための体制の整備に努めていきます。

(3) 多様な次世代育成支援の充実

共働き家庭の増加や社会情勢が変化する中、仕事と子育ての両立や安心して子育てできる環境を整えるため、特別保育事業や放課後児童クラブ（児童の家）、こども誰でも通園制度*などの充実に努めます。放課後児童クラブは、長期休みの受入体制の強化に取り組みます。

(4) 私立幼稚園の運営支援

施設型給付事業等による幼稚園運営の支援により、健全な運営と適正な幼児教育の維持を図るとともに、認定こども園*への移行について支援していきます。

主な事業等

- ・ 幼稚園の認定こども園*への移行
- ・ 保育所、認定こども園*、幼稚園等への給付
- ・ 保育・幼児教育の無償化
- ・ 保育所・幼稚園実習生受入強化事業
- ・ 保育士トライアル雇用事業
- ・ 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業*
- ・ こども誰でも通園制度*
- ・ 放課後児童クラブ（児童の家）

関連計画

計画名	計画期間
下松市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、第1期こども・若者計画）	令和8年度 (令和7年度) ~ 令和11年度

3 ひとり親家庭福祉の充実

基本方針

ひとり親家庭に対しては、こども家庭センター*を中心に適切な情報提供や相談対応等を行いながらその実態を正しく把握し、適切な経済的支援や自立に向けた就労の促進等に努めます。

現況・課題

- ★子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭は、就業や収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えていることから、ひとり親家庭の自立と子育て支援が必要です。
- ★ひとり親家庭が自立・安心して生活できるよう、母子・父子自立支援員等が家庭の様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。
- ★ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援として、就労支援や手当、貸付、養育費確保等による経済的支援を進める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
高等職業訓練促進給付金*支給対象者数	令和 7年度	4 人	5 人	

施策の展開

(1) 相談支援の充実

わかりやすい情報提供に努め、母子・父子自立支援員が一人ひとりの状況に応じ相談支援を行います。また関係機関と連携し、相談支援の充実に努めます。

(2) 経済的支援の充実

児童扶養手当や母子・父子寡婦福祉資金等の制度周知し、経済的支援に努めます。

(3) 就労による自立の促進

ハローワークや山口県母子・父子福祉センターと連携した就業相談や、就業に有利な職業訓練、資格取得を後押しする制度を周知し、自立支援に努めます。

主な事業等

- ・利用者支援事業（こども家庭センター*）
- ・母子・父子自立支援相談の実施
- ・養育費に関する弁護士相談
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・母子・父子寡婦福祉資金貸付金
- ・母子家庭等援護資金
- ・ファミリーサポートセンター*利用料助成
- ・放課後児童クラブ（児童の家）の保育料免除
- ・自立支援教育訓練給付金*事業
- ・高等職業訓練促進給付金*事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、第1期こども・若者計画）	令和8年度 (令和7年度) ～ 令和11年度

2 生活環境

【政 策】	【基本施策】
1 生活の安全性確保	1 防災・減災対策の強化
	2 消防・救急体制の充実
	3 防犯・交通安全対策
	4 市民相談・消費者相談の充実
2 衛生的な環境づくり	1 廃棄物の適正処理とリサイクル
	2 墓地・斎場の整備・管理
3 地域の環境保全	1 環境負荷の低減
	2 環境美化の推進

1 防災・減災対策の強化

基本方針

頻発化・甚大化する自然災害等に対して、地域防災と国土強靱化の視点から、インフラ施設等の防災対策といったハード面や、避難場所の確保、災害情報伝達、市民一人一人の防災意識の向上による地域防災力の強化などのソフト面を総合的に捉えた防災・減災対策を推進します。

現況・課題

- ★災害対応の指針である「下松市地域防災計画」と、強靱な地域づくりを推進するための指針である「下松市国土強靱化地域計画」を定期的に見直すとともに、初動から応急対応に至るマニュアルの整備、令和7年4月からは防災専門員を配置するなど、危機管理体制の強化を図っており、引き続きハード、ソフト両面にわたる対策の推進が求められます。
- ★自主防災組織の結成促進や活動に対する支援を行っていますが、令和7年4月1日時点で、認定自主防災組織数は35組織となっています。引き続き、自主防災組織や自治会など住民を主体とした避難所運営体制の構築、率先避難体制づくりを推進していく必要があります。
- ★各地域の指定避難所及び指定緊急避難場所*の周知や避難経路の確認、屋外が危険な場合の垂直避難*など、状況に応じた適切な避難ができるよう、さらなる周知・啓発が必要です。また、避難所等の整備充実を図るという観点から、指定避難所及び指定緊急避難場所*の新規指定や協定等による民間施設等を活用した避難場所の確保の検討が必要です。
- ★避難所として利用される公共施設等のユニバーサルデザイン*化を進め、年齢や障害の有無を超えて、妊産婦、乳幼児を連れた方なども、誰もが利用しやすい施設環境の整備のほか、避難者の健康を守るトイレやベッドの確保など、良好な避難所生活環境の充実を図る必要があります。
- ★災害時には、防災行政無線、ホームページ、くだまつメール*、防災ラジオ*、SNS*、広報車など、様々な情報伝達手段を活用し、防災情報を発信していますが、市民に対して防災情報を確実に届けるためには、多重化を進めてきた情報伝達手段の適切な運用と周知・啓発が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和12年度	
認定自主防災組織数	令和6年度	35組織	40組織	
くだまつ防災講座参加者人数	令和6年度	3,142人	3,500人	小中学校防災教育プログラムを含む

施策の展開

(1) 国土強靱化計画*の推進

「下松市国土強靱化地域計画」に基づき、大規模災害時においても、市民の生命と財産を守り、強さとしなやかさを備えたまちづくりを推進します。

(2) 地域防災計画の推進

国、県など上位計画の改定にあわせて、「下松市地域防災計画」や各種マニュアルの見直しを適切に行いつつ、各地区で防災訓練や防災講座を開催・充実することにより、市民の防災意識の向上を図ります。

(3) 防災環境の充実

自主防災組織の結成及び活動支援による育成強化を図るとともに、「下松市災害備蓄計画」により非常食や感染症対策物品等を計画的に整備し、適切な管理に努めます。

(4) 避難所等の整備充実

指定避難所及び指定緊急避難場所*の新規指定や民間施設等を活用した避難場所の確保などを進め、周知徹底を図ります。また、避難所として利用される施設について、誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン*化を進めるとともに、避難所生活による健康被害の予防対策等に万全を期した避難所運営に努めます。

(5) 災害情報伝達の充実

災害時において防災行政無線を確実に運用できる管理体制を構築するとともに、河川監視カメラ、市ホームページ、防災ラジオ*、くだまつメール*、市LINEアカウント*など多重化を進めてきた防災情報伝達手段の適切な運用と周知・啓発を図ります。

(6) ハザードマップ*の有効活用

各種ハザードマップ*の周知啓発や地域・学校における防災講座の実施等により、危険箇所、避難経路を市民が確認することで、災害時の迅速かつ適切な避難行動につなげます。

主な事業等

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織補助金交付事業
- ・ 防災用備蓄品整備事業
- ・ 緊急情報伝達手段整備事業
- ・ くだまつ防災講座の実施
- ・ くだまつメール*への登録促進
- ・ 災害時協力井戸制度の推進
- ・ 防災協定による民間企業等との連携強化

関連計画

計画名	計画期間
下松市国土強靱化地域計画	令和8年度 ～ 令和12年度
下松市地域防災計画	令和6年3月 ～ 必要に応じて見直し
下松市災害備蓄計画	令和5年8月 ～ 必要に応じて見直し

2 消防・救急体制の充実

基本方針

火災や救急に加え、大規模災害から市民の安全、安心を守るため、常備消防、非常備消防の活動体制、教育訓練の強化に努めます。

現況・課題

- ★大規模化する自然災害等に対応するため、計画的な消防車両等の更新、消防資機材の整備を進める必要があります。
- ★救急出動件数は、高齢化の進展等により増加傾向にあることから、引き続き救急救命士*の計画的な養成、救急車の適正利用及び救急安心センター（# 7 1 1 9）*の利用を推進する必要があります。
- ★山口県内外において、広域的な応援体制を構築し、車両等を更新配備していますが、引き続き、相互の連携体制を強化する必要があります。
- ★消防団は、災害活動や効果的な訓練、定期的な防災教育、啓発活動を実施する等、消防体制の充実に努めているところですが、大規模災害に備えた資機材の整備、過疎化が進む地域における消防団員の確保に努める必要があります。
- ★大規模施設等に対しては、各事業所の自主防火・保安体制の強化がなされるよう毎年計画を見直し、マニュアル整備などを行うほか、立入検査を実施しているところですが、今後増加する空き家の火災対策の検討も必要となります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
消火栓の充足率	令和 6年度	95.2%	96%	国が定める充足率
住宅火災警報器の設置率	令和 6年度	82%	90%	毎年調査する設置率
消防団装備品の充実	令和 6年度	63%	75%	国が定める装備品の充実

施策の展開

(1) 消防本部体制の充実

火災や大規模な自然災害等に備えるため、人員体制の強化及び資機材の整備に努め、消防体制の充実強化を図ります。

(2) 広域消防体制の充実

大規模災害への効率的な対応のため、市町の枠を超えた広域的な応援、受援の強化、資機材の充実などを図ります。また、消防指令業務の共同運用に向けて準備を進めます。

(3) 消防団の確保充実

地域に密着した消防団組織の充実及び人材の確保と教育、装備品の充実、地域防災力の強化に努めます。

(4) 防火環境の充実

住宅用火災警報器*の設置率向上に努めるとともに、予防査察や危険物施設に対する管理指導等を計画的に実施し、防火環境の充実を図ります。

(5) 救急体制の強化

救急救命士*を中心とした人材育成、教育を充実させ、デジタル技術活用や医療機関との連携強化に努めます。

(6) 緊急通報システムの有効活用

聴覚、言語障害者等を対象とした緊急通報システムの利用促進に努めます。

主な事業等

- ・ 消防水利の確保
- ・ 人員・資機材の充実
- ・ 緊急消防援助隊施設整備費補助金事業の活用
- ・ 周辺消防との協力体制の強化
- ・ 消防団員確保の推進
- ・ 消防団設備整備費補助金事業
- ・ 住宅用火災警報器*の設置及び維持管理の促進
- ・ 火災予防査察の強化
- ・ 危険物管理指導
- ・ 緊急通報システムの普及・啓発

3 防犯・交通安全対策

基本方針

地域・市民の意識と行動を土台に、行政との協働により、ハード・ソフト両面にわたる防犯対策、交通安全対策を継続的に推進し、地域環境や市民生活の安全安心の確保を図ります。

現況・課題

- ★安全安心のまちづくりにおいて、犯罪や交通災害などから市民を守る環境づくりは、重要な課題の一つです。
- ★平成 17 年 4 月施行の「下松市安全安心まちづくり条例」の理念のもと、下松市安全会議やイベントを開催し、行政、市民、事業者が協働して「安全安心のまちづくり」の実現に取り組んでいます。
- ★市民の防犯ボランティアによるパトロール活動に加え、「ながらパトロール*」の手法による防犯活動も展開されており、安全なまちづくりに役立っています。
- ★山口県周南地区暴力追放運動協議会下松支部を中心に関係機関・団体と連携し、暴力団・暴力追放広報等の啓発活動を推進することで、明るく平和な地域社会の構築を目指しています。
- ★夜間の犯罪防止や通行の安全確保のため、防犯灯の設置助成及び適切な維持管理の支援を継続するとともに、街路灯の LED 化も進めています。また、犯罪の未然防止に貢献する防犯カメラの適切な維持管理の支援も必要です。
- ★交通安全に関する施設整備等のハード面、交通安全運動や交通安全教育等のソフト面の両面から対策を進めています。高齢者の運転免許返納も、記念品の選択制や種類の増加など事業を推進しています。
- ★関係団体活動等による交通安全の取組が見られ、その継続や交通災害共済などの支援の仕組みを確保していく必要があります。また、関係機関との連携により「通学路安全プログラム*」による危険把握や「ゾーン 30*」の指定等を含めた対策も実施しています。
- ★令和 5 年 4 月に「下松市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減、経済的支援も含めた権利保護の支援を総合的に推進しています。より迅速で効果的な支援が行えるよう、相談業務のレベルアップを図る必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和 12 年度	
犯罪発生件数	令和6年 12月末	202 件	160 件	市内の犯罪発生件数
通学路の危険箇所対策等	令和 6年度	54 箇所	67 箇所	通学路安全プログラム*で危険とされた箇所のうち、ハード対策を実施する箇所数
人身事故発生件数	令和6年 12月末	63 件	50 件	市内の人身事故発生件数
防犯ボランティア登録者数	令和7年 3月末	943 人	1,200 人	市内の防犯ボランティア登録者数

施策の展開

(1) 組織的な防犯活動の展開

「下松市安全安心まちづくり条例」を踏まえ、防犯ボランティアの加入促進を含め、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動を展開します。また、関係機関が設置・運用する防犯カメラの適切な維持管理を支援します。

(2) 暴力の追放

暴力のない平和な社会づくりのため、山口県周南地区暴力追放運動協議会や山口県暴力追放運動推進センターの活動を促進します。

(3) 防犯灯の整備促進

自治会の要望に基づく防犯灯の新規設置や適切な維持管理を支援していきます。

(4) 交通安全施設の整備推進

歩道、街路灯、カーブミラー等の交通安全施設について、道路パトロールや老朽化点検に基づく計画的な整備を進めるとともに、街路灯の省電力（LED）化、施設の長寿命化*に取り組みます。

(5) 交通危険箇所の点検・整備

交通危険箇所の把握、地域の実情に即した交通安全対策について、国・県をはじめ公安委員会、学校、地域関係者等と随時協議し、充実を図ります。

(6) 交通安全意識の高揚

関係機関と連携し、継続的に啓発活動を行い、交通安全意識高揚を図ります。特に高齢者及び若年層を対象にした交通安全啓発に努め、交通事故の減少を目指します。

(7) 交通事故被害者の支援

交通事故被害者の負担軽減のため、下松市交通災害共済の周知啓発を進め、制度の維持に努めます。

(8) 犯罪被害者等の支援

「下松市犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関と連携し、周知・啓発活動を継続するとともに、犯罪被害者等への支援を行います。

主な事業等

- ・安全安心まちづくり活動交付金
- ・防犯灯設置助成事業
- ・防犯灯維持管理費助成事業
- ・交通安全施設点検
- ・交通安全施設整備事業
- ・交通安全に関する各種啓発事業
- ・街路灯省電力化事業
- ・交通災害共済事業
- ・犯罪被害者等支援事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市通学路安全プログラム*	平成 27 年度 ～

4 市民相談・消費者相談の充実

基本方針

市民の生活上の様々な相談や消費者相談等に対応するため、情報提供や相談窓口機能の適切な運用に努め、変化・多様化する問題への対応力を高めていきます。

現況・課題

- ★下松市消費生活センターを市庁舎内に設置し、消費者からの相談に適切に対応するとともに、国や県との連携を図りながら、相談体制の強化に努めています。
- ★地域に根ざした啓発や学習機会の提供、情報収集等を活発化させるため、今後も消費者団体の育成、活動支援が必要です。
- ★情報化の進展やインターネットの普及、少子高齢化の進展などに伴い、様々な消費者問題や詐欺被害、相続問題など、消費者相談、市民相談の内容は多様化、複雑化しており、様々な世代への正しい知識の普及・啓発や消費者教育、情報提供等が必要とされています。
- ★市民相談、消費者相談に対しては、関係各課や関係機関等による連携及び相談員のレベルアップに努め、専門的な分野等については法律相談や専門機関を紹介し、問題解決を図っています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
消費者教育・啓発の講座等への参加者人数	令和 6年度	1,701 人	1,800 人	消費者教育や啓発講座・イベント等への延べ参加人数

施策の展開

(1) 消費者教育・啓発の推進

出前講座やイベント、様々な媒体の活用等による啓発・情報提供など、若者から高齢者まであらゆる年齢層に向けた消費者教育、啓発活動を実施するとともに、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を有効に活用し、様々な消費者問題や詐欺等による市民・消費者の被害防止を図ります。

(2) 消費生活相談の充実

下松市消費生活センターにおいて、相談・苦情を受け付け、あっせん等を行うための体制を充実し、複雑化・多様化する消費者問題に対応していきます。

(3) 自立した消費者の育成

消費者に対する必要な情報の提供や、教育機会の充実を図るとともに、消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。

(4) 市民相談体制の充実

市民からの相談内容に応じ、適切な説明や問題解決に向けた対応を行うため、対応能力の向上や関係各課及び関係機関等との連携強化に努めます。専門的な分野等については、法律相談や専門機関を紹介し、問題解決を図ります。

主な事業等

- ・消費者安全確保（見守りネットワーク）事業
- ・消費生活相談
- ・消費者団体への支援
- ・消費者自立支援
- ・くらしの相談
- ・無料法律相談

1 廃棄物の適正処理とリサイクル

基本方針

安定的なごみの収集・処理体制を維持することで生活環境を保全し、ごみの減量と再資源化に取り組むことでサーキュラーエコノミー*の形成に貢献します。

現況・課題

- ★人口減少に伴いごみの排出量は減少傾向にありますが、リサイクル率は横ばいで推移しており、再資源化の取組をより一層深める必要があります。
- ★12 分別による家庭ごみの収集が定着しており、「家庭ごみ収集カレンダー」「家庭ごみ分別事典」「家庭ごみ分別アプリ」を活用し、市民の分別排出の啓発に取り組んでいます。
- ★広報紙やホームページをはじめ、出前講座や親子リサイクル教室等で、ごみ問題の啓発に努めています。リサイクル率の向上を目指し、特に未来を担う若い世代のごみ問題に対する関心をより一層高める取組が必要です。
- ★「下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のもと、「下松市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」「下松市分別収集計画」を策定しており、市民・事業者・市の適切な役割の中で、引き続き廃棄物の減量化と資源化への取組が必要です。
- ★家庭ごみの収集運搬業務は民間に委託し、効率化を図っています。高齢者等のごみ出し困難世帯への支援については、適切な廃棄物収集体制を確保しつつ、地域福祉の観点で検討が必要です。
- ★下松市・光市・周南市で構成する周南地区衛生施設組合が運営するごみ焼却施設「恋路クリーンセンター」は耐用年数が迫っており、関係市の間で施設整備の検討を行っています。
- ★下松市・光市で構成する周南東部環境施設組合が運営するリサイクルセンター「えこぱーく」「後畑不燃物埋立処理場」の安定的な運営を行うと共に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応についても検討を行っていきます。
- ★公共下水道整備区域外等では、し尿の汲み取り収集を必要としており、将来にわたって安定した収集業務の運営体制を維持する必要があります。
- ★し尿や浄化槽汚泥を処理する下松市衛生センターは、基幹的な処理機能を廃止しており、搬入量の推移に基づき、収集運搬体制の適正化を図る必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
市民 1 人当たり1日の排出量	令和 6年度	600g	550g	下松市一般廃棄物処理基本計画(R4 策定)に基づく値
リサイクル率	令和 6年度	25.4%	35%	一般廃棄物処理基本計画(R4 策定)に基づく値

施策の展開

(1) ごみ問題への取組体制の強化

「下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理のための施策を行政、市民、事業者が一体となって展開し、ごみ排出量の減量とリサイクル率の向上を進めます。

(2) ごみ収集の一層の改善

地域の協力を得ながら適正な分別排出を実施することにより適正なごみ処理を着実にを行い、衛生的な生活環境の確保、再資源化率の向上を目指します。また、ごみ収集業務の民間委託等による効率的な収集体制を維持するとともに、ごみ出し困難世帯の支援など地域のニーズや課題に沿って収集体制を検討、実践していきます。

(3) 減量化・資源化の意識啓発

市民がごみ問題を通して環境への意識、ごみの減量化や資源化への意識を高められるよう、リサイクルの意義等を啓発するほか、ごみ処理施設見学会や自治会・小学校等での出前講座を実施し、分別精度の向上等につなげます。

(4) ごみ焼却施設の整備と効率的な運営管理

恋路クリーンセンター（周南地区衛生施設組合）の施設運営に協力するとともに、同組合の構成市間で今後の施設整備のあり方、方針を検討していきます。

(5) 最終処分場の整備と適正な運用

リサイクルセンター「えこぱーく」（周南東部環境施設組合）の管理、運営に協力し、不燃ごみの再資源化率のさらなる向上と後畑不燃物処理場の延命化に努めます。

(6) し尿の収集・処理

し尿収集量の動向に合わせ、効率的な収集体制を維持するとともに、下松市衛生センターについては今後のあり方を検討していきます。

主な事業等

- ・一般廃棄物の適正処理
- ・ごみの減量と再資源化の啓発
- ・一般廃棄物処理施設の運営支援
- ・不燃系廃棄物中継基地の運営
- ・一般廃棄物処理業の許可
- ・災害廃棄物の発生に備えた体制整備

関連計画

計画名	計画期間
下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和4年度 ～ 令和13年度
下松市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	単年度 毎年策定
下松市分別収集計画	令和8年度 ～ 令和12年度

2 墓地・斎場の整備・管理

基本方針

市営墓地は、適正かつ計画的な維持管理に努めるとともに、広域施設である斎場「思い出の杜ホール」についても適正管理に協力していきます。

現況・課題

- ★切山墓苑などの市営墓地は、需要が減少傾向にあり、現在は返還区画の貸し出しのみで対応しています。
- ★市営墓地は順次補修、改修を行っていますが、長期的な視点による維持管理の検討が必要です。
- ★納骨堂旗山閣は老朽化が進んでおり、将来的なあり方の検討が必要です。
- ★斎場は、下松、周南、光の3市で構成する周南地区衛生施設組合により、令和7年4月に新施設「思い出の杜ホール」が完成しており、その適正な運営管理が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
市営墓地空き区画数	令和7年度	39区画	0区画	貸出可能な市営墓地の区画数

施策の展開

(1) 市営墓地の環境整備

市営墓地は、長期的な墓地需要の動向を見極めながら適正管理を図ります。納骨堂旗山閣は将来的なあり方を検討します。

(2) 斎場の適正な運営・管理

斎場「思い出の杜ホール」が適正に運営・管理されるよう、周南地区衛生施設組合と構成市で連携を図ります。

主な 事業等

- ・ 墓地、納骨堂の維持管理
- ・ 旗山閣のあり方検討

1 環境負荷の低減

基本方針

カーボンニュートラル*を常に意識し、地球環境問題への関心を市民が幅広く深められるような啓発等の活動を推進するとともに、環境監視、環境負荷の低減に向けた主体的行動を市民との協働体制で進めていきます。

現況・課題

- ★持続可能な環境を目指し、温室効果ガス*を吸収・除去して排出量を差し引きゼロにする「カーボンニュートラル*」への取組が、行政や民間事業者、市民個人にわたり求められており、様々な施策や活動においてこれを意識した行動が必要とされます。市では、「下松市地球温暖化対策実行計画」により、地球温暖化対策に取り組んでいます。
- ★市民、事業者、行政による下松市地球温暖化対策地域協議会が組織され、小学校への講師派遣による「水辺の教室*」など環境学習活動を行っています。また、市民を対象にした各種の環境意識啓発を実施しています。
- ★大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視体制を運用しているほか、市内の主要事業所と環境保全協定を締結するなど、環境保全体制を構築しています。
- ★生活排水の浄化や河川一斉清掃等、市民による組織的な実践活動が見られ、地域の環境保全に対する認識の高まりを示しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
市役所の温室効果ガス*排出量	令和 5年度	2,888 t-CO ₂	2,540t-CO ₂	市役所の事業活動から排出される温室効果ガス*の量(CO ₂ 換算)
市域の温室効果ガス*排出量	令和 3年度	610.8 千 t-CO ₂	480.2 千 t-CO ₂	

施策の展開

(1) カーボンニュートラル*意識の啓発

カーボンニュートラル*を念頭に置き、下松市地球温暖化対策地域協議会の活動推進も含め、広報や研修、環境学習、ごみゼロ運動など多様な活動により環境意識の向上を図ります。

(2) 環境負荷低減方策の推進

「下松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進による市内の温室効果ガス*排出量削減に加え、「下松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく、市域の温暖化対策となる諸方策を推進します。

(3) 環境監視体制の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭についての監視を継続的に行うとともに、「下松市の環境」の刊行、普及等を通じ、環境への意識向上を図ります。また、環境に関する様々な近隣苦情への対応方法の検討も進めます。

(4) 公害発生源への対策

工場・事業所との環境保全協定に基づく対策や、周南環境保健所と連携した指導などにより、事業活動で発生する環境負荷の低減を推進します。

主な事業等

- ・地球温暖化対策地域協議会への参画・助成
- ・環境学習の推進
- ・ごみゼロ運動
- ・地球温暖化対策の推進
- ・環境調査の実施
- ・「下松市の環境」の作成
- ・工場・事業所への適切な要請・指導
- ・環境保全協定の締結

関連計画

計画名	計画期間
下松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	令和5年度～令和12年度
下松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和8年度～令和22年度

2 環境美化の推進

基本方針

美しい環境を守り、創ることは地域や市民の誇りにもつながります。市民や事業者がそれぞれに身近な環境美化の意識を持ち、行動できるような意識の向上を図り、また環境美化の行動を官民で進めていきます。

現況・課題

- ★環境美化の取組は、行政だけでなく地域に根ざした市民の行動による部分が大きく、地域の景観や印象の向上にも大きく寄与するものです。市内一斉ごみゼロ運動や河川清掃には多くの市民が参加しており、これらの深化による一層の意識向上が求められます。
- ★自治会など関連する組織団体等の活動を支援しており、「下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例」等を踏まえ、美しいまちづくりに市民・事業所・行政がともに取り組んでいく必要があります。
- ★ごみのポイ捨てや産業廃棄物の不法投棄は、防止看板の設置や広報による啓発を続けることで、抑制、防止を図っています。
- ★野犬対策として、県が行う捕獲業務に協力し、減少に努めていますが、依然、市民からの出没情報等が寄せられています。
- ★緑や水辺など豊かな自然に包まれた下松市でも、自然環境の保全に向けた市民の意識啓発や荒廃抑制への対応及び関連活動の促進等が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
不法投棄通報件数	令和 6年度	13 件	10 件	市民等からの不法投棄の通報件数
狂犬病予防注射接種率	令和 6年度	86%	90%	市に登録されている飼犬の狂犬病予防注射摂取率

施策の展開

(1) 環境美化意識の啓発

ごみのポイ捨て防止をはじめとした身近な環境美化に関する啓発を、広報紙等を通じて継続的に行っていきます。

(2) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄防止のため、市内のパトロールや広報紙等による啓発に努めます。

(3) 環境美化運動等の展開

河川の一斉清掃、空き缶・瓶回収、ごみステーション周辺の環境美化など、多様な環境美化活動を継続し、それらへの市民の参加を促進します。

(4) 動物愛護と狂犬病対策等

ペットの終生飼養や飼い主のマナー向上、狂犬病予防注射の接種率向上を推進します。また、野犬対策として、県が行う捕獲業務に協力するとともに、むやみなえさやり行為がなくなるよう注意喚起に努めます。

(5) 河川環境の保全

豊かな河川環境を活かした環境学習、ふるさと学習等を通じ、水辺環境を守る意識の醸成を目指します。

主な事業等

- ・ごみのポイ捨て禁止啓発
- ・市民参加型の環境美化活動推進
- ・廃棄物の適正処理に関する啓発
- ・環境パトロールの実施
- ・犬の飼い方教室の開催
- ・狂犬病予防集合注射の実施
- ・野犬パトロールの実施
- ・水辺の教室*

3 都市建設

【政策】	【基本施策】
1 計画的な土地利用	1 土地利用の誘導
	2 市街地の整備
2 都市基盤の整備・管理	1 道路網の整備・管理
	2 都市防災
	3 港湾機能の整備
	4 下水道の整備・管理
	5 上水道の整備・管理
3 居住環境の整備	1 住宅環境の整備・向上
	2 公共交通の確保と施設の充実
	3 緑地保全・都市緑化
	4 公園の整備・管理
	5 都市景観形成

1 土地利用の誘導

基本方針

土地利用の基礎情報の整備や基本の方針を明確に持った上で、望ましい都市構造の実現、安全安心で良好な市街地環境の形成や農林水産業の環境保全、地域の振興等の目的に沿った土地の有効利用に向けた対策を計画的に講じていきます。

現況・課題

- ★下松市の総面積 89.34 ㎥のうち、約 6 割は森林で、その他が農地や市街地等となっています。
- ★都市計画区域*や農用地区域*、山口県による「岩徳地域森林計画」等の関連制度により定められた土地利用方針や規制に従い、農林漁業と調和した都市の健全な発展と秩序ある整備のために、有限の土地の合理的な利用を図る必要があります。
- ★「下松市都市計画マスタープラン」で定めた土地利用や都市構造等の方針に基づき、秩序ある市街地の形成等、バランスの取れた土地利用が求められます。
- ★都市の持続的な発展につながる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を示す「下松市立地適正化計画」を令和 5 年度に策定しており、この計画に基づく誘導施策により都市機能の集約化を目指したまちづくりを進めることとしています。
- ★市街化区域*の適切な開発及び市街化調整区域*の保全を図りながら、国立公園に指定されている笠戸島や自然豊かな米川等の多様な地域特性を踏まえた振興策の検討が必要です。米川地区では、住民参加により策定した米川地区夢プランに基づき、地域づくり拠点施設の整備を行っています。
- ★土地利用の基礎情報を明確にする地籍調査事業を平成 15 年度から実施し、令和 5 年度末で約 16.95 ㎥を完了しています。
- ★荒廃農地の発生防止と解消のため、現状把握と活用に向けた対策が必要であり、ほ場整備田等の優良農地については、継続した耕作が求められます。併せて、山林の保全が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
地籍調査進捗率	令和 5年度	20.5%	26%	地籍調査実施予定区域面積 82.55 ㎥に対する進捗率

施策の展開

(1) 都市計画に基づく規制・誘導

下松市の特性に応じた適正な土地利用を図るため、都市計画区域*や区域区分、用途地域*の見直し、「下松市立地適正化計画」の運用等を通じ、適切な規制誘導を進めていきます。都市構造のバランス確保のため、市街地東部にあたる豊井地区や下松駅周辺でのまちづくり整備などで有効な土地利用を推進します。

(2) 都市計画マスタープランの推進

「下松市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市構造や土地利用方針等に基づき、都市の骨格形成、効果的な都市施設*の配置等に計画的に取り組みます。

(3) 農地・山林における計画的土地利用誘導

「下松農業振興地域整備計画」を地域の实情に合わせて見直しつつ、農用地区域*等の的確な管理運用を通じ、優良農地や山林の保全、耕作放棄地の有効利用につながる対策等を推進します。

(4) 遊休地等への対応

事業所跡地等の遊休地について、市街地の秩序維持と地域活性化につなげるため、地区計画*の導入など多様な手法の検討も含め、有効活用を促進します。

(5) 笠戸島地区の振興に向けた土地利用

市街化調整区域*、国立公園という法的制約がある中、風光明媚な自然環境や観光資源を活かし、観光産業等の振興や生活・コミュニティ機能の確保等のため、土地利用に係る制度の柔軟な運用の検討を進めます。

(6) 米川地区の振興に向けた土地利用

山林や農地の適切な保全に努めるとともに、地域づくり、地域防災、にぎわい交流の拠点となる多機能複合型施設である「米川地域づくり拠点施設」を整備し、これを中心とした人の呼び込みや中山間地域の活性化の取組を、地域住民とともに展開していきます。

(7) 地籍調査の推進

土地利用の基礎的資料となる地籍情報を整備し、地籍の明確化を図るため、有効かつ効率的に地籍調査を進めます。

主な事業等

- ・ 開発許可申請進達
- ・ 建築許可申請進達
- ・ 都市施設*配置の見直しの検討
- ・ 県の都市計画のとの整合、調整
- ・ 荒廃農地対策事業
- ・ 中山間地域づくり事業
- ・ 地籍調査事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市立地適正化計画	令和 5 年度 ～ 令和 27 年度
下松農業振興地域整備計画	平成 18 年度 ～
下松市森林整備計画	令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

2 市街地の整備

基本方針

シンボルライン*を中心軸とした効率的かつ安全で快適な市街地がバランス良くコンパクトに形成されるよう、豊井地区まちづくり整備計画の推進をはじめ、各種の規制も含めた効果的な市街地整備の推進を図ります。

現況・課題

- ★市街地の中心軸としてのシンボルライン*の形成に向けて、令和元年度に中部土地画整理事業が完了しており、引き続き、更なる魅力ある市街地形成に努める必要があります。交通結節点でもある下松駅周辺でも、賑わいを生むまちづくりの工夫が求められます。
- ★豊井地区では、土地画整理事業に替わる新たなまちづくりの整備方針を定めた「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、早期に都市基盤の整備等を行い、良好な市街地形成を進める必要があります。
- ★末武、花岡地区では、商業施設や住宅等の増加により市街地の環境が変貌しており、令和5年度に策定した「下松市立地適正化計画」の考え方に基づき、秩序あるコンパクトな市街地形成に向けた整備誘導の方策を進める必要があります。
- ★令和元年度にせせらぎ町等の住居表示を実施し、中央地区で実施に向けた手続きを進め、花岡地区で地元協議を行っています。今後も未実施地区の住居表示実施を進める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
住居表示実施率	令和7年度	49.2%	59%	住居表示実施予定区域面積1,909.6haに対する実施率

施策の展開

(1) 市街化区域*、用途地域*の見直し

都市計画法や「下松市都市計画マスタープラン」に基づき、開発と保全の調和を図るため、都市計画区域*や区域区分、用途地域*等の適切な見直しに努めます。

(2) 豊井地区まちづくり整備事業の推進

「豊井地区まちづくり整備計画」に沿って、安全で安心な市街地環境が形成されるよう、都市計画道路の整備や大谷川の親水性の高い整備も含め、都市基盤整備や土地利用を推進します。

(3) シンボルライン*周辺の適正な市街化誘導

下松市のシンボルライン*として、賑わい、文化、暮らしなどにおいて機能の集約誘導を促進するため、規制誘導策等の検討に努めます。下松駅周辺では、賑わいある都市拠点形成に向けて、官民連携による活性化方策を検討します。

(4) 的確な規制・誘導方策の検討

人口動向や住宅等の開発動向に合わせ、良好な市街地が形成されるよう、適切な指導や地区の特性に見合う規制を図るとともに、狭あい道路の拡幅など誘導手法の検討を行います。

(5) 各地区の市街地環境整備

「下松市立地適正化計画」による居住促進区域の中で、各地域において生活拠点を形成すべき部分への必要機能の誘導等を検討します。

(6) 住居表示の推進

住居表示は、中央地区の整備を行い、花岡地区で実施に向けた地元協議を進めるとともに、豊井地区は、まちづくり整備事業の進展に併せた実施を検討します。

主な事業等

- ・都市計画基礎調査
- ・豊井地区まちづくり整備事業
- ・下松駅周辺まちづくり整備事業
- ・地域地区の検討
- ・住居表示整備事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
豊井地区まちづくり整備計画	令和 2 年度 ～ 令和 19 年度
(仮称) 下松駅周辺まちづくり整備計画	令和 8 年度 ～
下松市立地適正化計画	令和 5 年度 ～ 令和 27 年度

1 道路網の整備・管理

基本方針

広域的及び市内の道路について、長期的なネットワークのあり方を検討する中で、安全性、快適性など質的な面も重視した整備・充実を進めます。同時に、効果的・効率的な道路・橋梁の整備と適正な維持管理を、市民との協働も含めながら推進します。

現況・課題

- ★道路網は、地域の生活や経済の活性化に不可欠な都市基盤であり、改良による機能向上と適切な維持管理により、災害に強く、安全で快適な環境づくりが求められます。
- ★広域的な幹線道路となる国道・県道の整備として、県道下松新南陽線の拡幅工事が進められています。引き続き、災害時の緊急輸送道路網の充実、沿岸部の高潮対策や代替道路の新設といった強靱化等が求められます。
- ★都市計画道路の見直し（廃止・変更）や大海線（末武大通線以東）の整備が完了し、令和5年度末の改良済延長*は33.43 km（整備率56.9%）で、概成済みを含めた整備率は87.3%となっています。大海線（末武大通線以東）の整備が完了し、近年は、豊井まちづくり整備事業の進捗により豊井恋ヶ浜線の整備が進んでいます。
- ★身近な生活道路の役割を持つ市道については、引き続き地域の実情に応じた整備、管理が必要です。施設の老朽化が全国的な問題となっており、橋梁については「下松市橋梁長寿命化修繕計画*」に基づく補修、更新を進めています。また、住民の高齢化が進む中でも、除草、清掃等について地域の協力を得られるような支援等の継続、拡充が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
都市計画道路整備率(概成済み含む)	令和7年度	89.3%	89.6%	都市計画決定延長57.5 kmに対する整備率
補修済み橋梁数	令和7年度	7橋	14橋	橋梁長寿命化修繕計画*に基づくもの

施策の展開

(1) 国・県道の整備促進

県道下松新南陽線の拡幅や、緊急輸送道路である国道 188 号の災害防除及び代替機能を持つ道路（下松～光間）の整備、広域幹線道路網の一環を成す周南道路の整備検討等、国土強靱化に必要なインフラとして、国、県への要望を続けていきます。

(2) 主要市道の整備推進

豊井恋ヶ浜線や青木線をはじめとする主要な市道の計画的整備を推進します。

(3) 道路・橋梁の適切な維持・改良

あらゆる利用者が安全に通行できるよう、適切な市道の維持補修、改良事業、バリアフリー*化等を推進します。また、適宜点検、調査及び計画策定を行い、効果的な施設の老朽化対策に努めます。橋梁は、橋梁長寿命化修繕計画*による優先順位に沿って、DX*も取り入れつつ効果的な補修、改善を進めます。

(4) 道路体系のあり方検討

都市計画道路の見直し方針に基づき、長期未着手路線の廃止・変更を行いつつ、優先度等を検討し、都市全体で効果的なネットワーク形成を目指します。また、観光や交流人口の増加、地域産業の振興につながる新規道路の整備に取り組みます。

(5) 市民と進める道づくり

自治会等市民の参画、協働による管理等、地域に根ざした道づくりを進めるため、材料や機材の貸与・支給制度の充実を図ります。

主な事業等

- ・ 国道整備促進
- ・ 県道整備促進
- ・ 主要市道の整備推進事業
- ・ 道路橋りょう改良事業
- ・ 道路パトロール
- ・ 施設点検調査
- ・ 道路空間のバリアフリー*化
- ・ 用具貸出、材料支給

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市橋梁長寿命化修繕計画*	令和 2 年度 ～

2 都市防災

基本方針

異常気象により増加する洪水や土砂災害、高潮、津波等の自然災害に対して、人命や財産の被害を防ぐ治水・治山対策を国や県と連携し計画的に進めます。

現況・課題

- ★異常気象がもたらす集中豪雨等による河川氾濫が全国各地で頻発しており、治水対策は非常に重要な課題となっています。市では準用河川*の宮本川の整備を進めていますが、河川改修事業の継続に加え、既存施設の機能を最大限活用する減災対策が求められます。
- ★市内の土石流、急傾斜地崩壊、地すべり被害の恐れのある箇所が、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域に指定されており、今後も監視を強化しつつ、状況に応じた対策を検討することが求められています。
- ★大地震時等に滑動崩落の可能性の高い大規模盛土造成地について、適切な維持管理や経過観察を行う中で、第2次スクリーニング*の実施に向けた検討が必要です。
- ★高潮・津波による浸水が想定される区域について、引き続き改良等の対策が求められています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
準用河川*整備延長	令和 7年度	1,104m	1,154m	準用河川*未整備区間のうち 整備計画延長

施策の展開

(1) 河川の改修整備・維持管理

切戸川等の県管理の2級河川*について改修を促進するとともに、宮本川等の準用河川*の計画的かつ効果的・効率的な改修を推進します。また、河川巡視に基づく浚渫や堰の操作等による適切な維持管理に努めます。

(2) 砂防・地すべり・急傾斜地対策の促進

国、県と一体となり、緊急性の高い箇所から優先的に土砂災害対策事業を促進します。

(3) 宅地耐震化の推進

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、適切な維持管理や経過観察を行う中で、第2次スクリーニング*による安全度調査及び滑動崩落防止対策を推進します。

(4) 高潮・津波対策の促進

県による高潮、津波対策事業を促進します。

主な事業等

- ・ 2級河川*の改修促進
- ・ 準用河川*の改修事業
- ・ 河川巡視及び浚渫
- ・ 砂防事業
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 宅地耐震化推進事業
- ・ 高潮・津波対策事業

3 港湾機能の整備

基本方針

地域経済を支える重要な産業基盤である港湾について、その効果を最大限発揮できるよう必要な整備を進めるとともに、より一層の活用促進に努めます。

現況・課題

- ★県管理の徳山下松港は、地域経済を支える産業基盤として重要な役割を果たしています。平成 23 年に国際バルク戦略港湾*、平成 30 年に特定貨物輸入拠点港湾*に指定され、令和 7 年には公共棧橋として国内最大の水深-19mを持つ棧橋が国直轄事業で整備されるなど、機能強化に向けた整備が着実に進められています。
- ★港湾の有効活用に向け、民間企業や県及び関係機関で設置した徳山下松港ポートセールス*推進協議会による、国内外のPR活動等を継続的に進める必要があります。
- ★施設の老朽化に対し、法令等により義務化されている港湾施設の維持管理計画策定や定期点検診断を実施しており、これらに基づく適正な管理が求められています。
- ★将来のカーボンニュートラルポート（CNP）*の形成を図るため、港湾脱炭素化推進計画の策定により、新たなエネルギー供給拠点化に向けた港湾施設の機能高度化など、今後の取り組みを具体化していく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和 12 年度	
下松港入港船舶総トン数	令和 5年度	4,256,049 GT	9,300,000 GT	下松港に入港する船舶の総トン数の合計
海上貨物輸送量	令和 5年度	4,652,049 t	10,600,000 t	下松港の海上貨物輸送量

施策の展開

(1) 港湾の整備

「徳山下松港港湾計画」及び国際バルクの育成プログラムに基づく整備について引き続き働きかけを行い、地域経済の活性化を図るため、産業基盤としての機能強化を促進します。

(2) 港湾の活用促進

港湾の産業利用を促進するポートセールス*の展開、港湾後背地の有効利用等を通じ、港湾環境の充実を図ります。

(3) 港湾施設の維持管理

護岸等の港湾施設の老朽化対策として、維持管理計画を更新し、定期点検診断に基づく適正な維持管理を促進します。

主な事業等

- ・ 港湾事業
- ・ 徳山下松港ポートセールス*
- ・ 維持管理計画、定期点検診断に基づく維持管理

関連計画

計画名	計画期間
港湾施設維持管理計画	令和2年度 ~

4 下水道の整備・管理

基本方針

衛生的で快適な生活環境及び都市環境の実現に向け、汚水整備を概成させるとともに、雨水整備による浸水対策を効率的に推進します。また、下水道施設の適正な維持管理と改築更新など老朽化対策と地震対策を計画的に進め、持続可能な下水道機能の確保を図ります。

現況・課題

- ★下水の適切な処理は、安全で快適な暮らしには欠かせないものであり、公共下水道や合併処理浄化槽による適切かつ計画的な対策の継続が必要です。
- ★公共下水道の行政人口に対する普及率は令和6年度末で91.2%、計画区域内人口に対しては、96.9%となっています。
- ★令和5年度に改定した「下松市公共下水道事業経営戦略」に基づき、主に高橋地区の整備を行ってきましたが、今後は豊井・恋ヶ浜地区の整備を進め、汚水整備の概成を目指すこととしています。
- ★「下松市公共下水道ストックマネジメント*計画」に基づき、老朽化が年々進む下水道施設の計画的な改築更新、適切な維持管理を進めることが重要です。終末処理場は、老朽化に加え耐震性にも課題があるため、下水道機能の確保に向けた抜本的な再構築が必要です。
- ★令和2年度に策定した「下松市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化と被災時のライフライン*としての機能維持（災害用マンホールトイレ*整備等）を併せて進めています。
- ★下松駅周辺の地域は雨水と汚水の合流式下水道で整備され、大雨時の未処理下水が課題となっていました。処理場内に高速ろ過施設が設置され、改善効果を発揮しています。
- ★公共下水道計画区域外の区域については、「下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）」に基づき、合併処理浄化槽の普及促進を継続する必要があります。
- ★近年の気候変動に伴う短時間強雨等の激甚化・頻発化を踏まえ、末武地区では竹屋川第2ポンプ場及び4号幹線の整備が完了し、大谷川排水区の豊井・恋ヶ浜地区については、大谷川ポンプ場の新設や雨水幹線の整備を進めています。また、ソフト対策として内水ハザードマップ*を作成し、活用しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
下水道処理人口普及率	令和6年度	91.2%	92.5%	下水道供用開始公示済人口／行政人口
汚水処理人口普及率	令和6年度	94.8%	96.2%	下水道処理人口及び合併処理浄化槽処理人口／行政人口
雨水対策整備率	令和6年度	47.3%	48.1%	雨水対策整備済区域面積／雨水対策整備対象面積

施策の展開

(1) 処理区域の拡大

「下松市公共下水道事業経営戦略」に基づき、計画区域内の汚水処理概成に向けた整備を進めるとともに、整備困難地区の解消を図ります。

(2) 都市開発関連計画との調整

住宅団地など各種市街地開発計画等に対し、排水計画の指導を行うなど、効率的な下水道整備を推進します。

(3) 下水道施設の維持管理

終末処理場やポンプ場、管路施設など下水道施設について、「下松市公共下水道ストックマネジメント*計画」に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、投資費用の平準化を図りながら計画的に改築・更新を進めます。また、新技術の導入や再構築の検討等、効率的な維持管理に努めます。

(4) 下水道施設の地震対策

「下松市上下水道耐震化計画」や「下松市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化や災害用マンホールトイレ*の整備を計画的に推進し、災害時において強靱で持続可能な下水道の機能確保を図ります。

(5) 水洗化の促進

トイレの水洗化を促進するとともに、下水道整備区域内の長期未接続者の調査と接続指導による理解促進などを通じ、公共下水道基盤の有効活用を図ります。

(6) 浄化槽の普及促進

「下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）」に基づき、公共下水道事業認可区域外及び認可区域内の一部地域において、合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。

(7) 公共下水道事業（雨水）の推進

「下松市雨水管理総合計画」に基づき、雨水系公共下水道による浸水対策を計画的に進めます。主に大谷川排水区の整備を行い、豊井・恋ヶ浜地区の浸水区域の解消を図ります。また、内水ハザードマップ*を活用し、ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組みます。

主な事業等

- ・汚水管渠整備
- ・下水道施設の老朽化対策
- ・地震対策事業
- ・雨水幹線整備事業
- ・大谷川ポンプ場整備事業
- ・合併処理浄化槽整備推進事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市公共下水道事業経営戦略	令和6年度～令和15年度
下松市都市計画マスタープラン	平成23年度～令和12年度
下松市公共下水道ストックマネジメント*計画	令和7年度～令和11年度
下松市上下水道耐震化計画	令和7年度～令和11年度
下松市下水道総合地震対策計画	令和3年度～令和8年度
下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）	令和8年度～令和12年度
下松市雨水管理総合計画	令和6年度～令和38年度

5 上水道の整備・管理

基本方針

都市基盤、生活基盤として不可欠な上水道施設について、常に良質な水を安全かつ安定的に供給し続けられるよう、水源から浄水、配水までの各施設の適正な維持管理や更新、耐震化などに努めます。

現況・課題

- ★上水道は、「下松市水道事業経営戦略」に基づき事業を進めていますが、社会情勢や経営環境の変化に対応し、中長期的な視点に立ち、将来にわたって安定した事業運営が継続可能となるように経営の健全化と経営基盤の強化を図る必要があります。
- ★末武川水系温見ダム、末武川ダムを水源とし、予備水源として大海町水源があります。水道水の安定供給のため、浄水施設の適正な維持管理、配水管やポンプ所など配水施設の更新による耐震化等を計画的に進めていく必要があります。
- ★米川地区の一部では簡易水道事業を運営しており、これまでも老朽配水管布設替え等の整備を進めてきました。今後も、浄水施設等の計画的な更新を実施し、地域の実情に沿った上水道基盤の確保の継続が必要です。
- ★水源・水質の保全のため、ダム湖水源流域での水源涵養林の適切な維持管理、市民の水環境保全への意識向上に向けた取組が必要です。
- ★市街化区域*内における上水道未給水地区は解消しています。引き続き、市街化区域*外の未給水地区解消のための配水管及び施設の整備が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
普及率	令和6年度	98.1%	98.2%	給水人口／行政区域内人口
水道管耐震化率	令和6年度	19.5%	22%	耐震管延長／水道管総延長

施策の展開

(1) 配水管等の更新整備

「下松市水道事業経営戦略」に基づき、老朽配水管の計画的な更新を実施し、上水道配水環境の充実強化を図ります。特に、医療機関や指定緊急避難場所などの重要給水施設向けの配水管等の耐震化を優先的に推進します。

(2) 浄水施設能力の維持向上

水道水の安定供給のため、今後の水需要予測に基づき、適切な浄水場施設能力が維持できるよう検討し、実践していきます。

(3) 施設の更新整備

浄水施設・配水施設の改修、耐震化を計画的に進め、安定供給を図ります。

(4) 簡易水道施設の維持管理

米川地区の簡易水道について、施設の老朽化に伴う補修、更新を計画的に行い、安定的な給水を図ります。

(5) 水源の保全対策

ダム上流域の水源涵養林の適正な維持管理を市民の協力のもと推進します。

(6) 災害時における飲料水確保

災害時においても市民の飲料水を確保できるよう、避難所における応急給水のための非常用給水栓等の整備を計画的に進めていきます。

(7) 上水道未給水地区への対応

上水道未給水地区については、水需要等を見極めつつ、解消を検討していきます。

主な事業等

- ・老朽配水管更新整備
- ・耐震配水管整備
- ・配水管一般改良整備
- ・配水管支障移転改良整備
- ・配水管拡張整備
- ・市内各ポンプ所耐震化
- ・老朽施設改修整備
- ・機械・電気計装設備更新
- ・下谷浄水場整備
- ・応急給水施設・器具等整備

関連計画

計画名	計画期間
下松市水道事業経営戦略	令和8年度～令和17年度

1 住宅環境の整備・向上

基本方針

市民が安全、快適な住環境のもとで市内に居住できるよう、市営住宅について計画的な管理や更新整備の手法を検討しながら進めるとともに、増加しつつある空き家について、その適切な対策を講じ、地域の居住環境の維持・向上に努めます。

現況・課題

- ★市営住宅は、令和6年度末で9団地 21棟 451戸あり、「下松市営住宅長寿命化計画*」を基に建替え、改修等を行っています。
- ★耐用年数を経過した市営住宅は、用途廃止や建替えを計画的に進めています。近年は、緑ヶ丘市営住宅の用途廃止、生野屋市営住宅の建替えのほか、旗岡市営住宅は建替基本計画に基づき3棟の建替えが完了しています。用途廃止後の市営住宅については、跡地利用の検討も必要です。
- ★民間住宅については、耐震診断や耐震改修補助等、安全に安心して生活するための支援も求められます。
- ★人口構造の変化等により空き家が増加しています。法改正等に伴い「下松市空家等対策計画」を改定しており、周辺的生活環境に悪影響を与える「特定空家等*」の対策を実施しているほか、所有者に状況を伝える空家巡回サービスも行っています。空き家は、防火、防犯、景観等の環境阻害要因ともなるため、適切な対応策を講じていく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
耐用年数内戸数	令和6年度末	97%	97%	全管理戸数に占める耐用年数内戸数の割合
危険空き家除却戸数	令和6年度末	36戸	50戸	令和2年度から実施。目標値はR8年度～R12年度。

施策の展開

(1) 市営住宅の計画的更新整備

「下松市営住宅長寿命化計画*」を適切に見直しつつ、市営住宅の計画的な改修や補修等による維持管理を行うとともに、建替え以外の更新整備手法も検討していきます。

(2) 市営住宅用途廃止後の対応

用途廃止後の市営住宅については、跡地利用の検討を行います。

(3) 空き家対策の推進

「下松市空家等対策計画」に基づき、市内の特定空家等*への対策を行うとともに、管理不全空家への対応も検討し、空家巡回サービスの活用や所有者等への情報提供による空き家の適正管理について意識啓発を行います。また、危険空き家除却促進事業により危険空家の解体に助成を行います。

主な事業等

- ・市営住宅長寿命化*事業
- ・旗岡市営住宅建替事業
- ・木造住宅耐震化促進事業
- ・木造住宅耐震改修事業
- ・空家等対策事業
- ・危険空き家除却促進事業
- ・危険ブロック塀等除却促進事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市営住宅長寿命化計画*	平成 30 年度 ～ 令和 19 年度
旗岡市営住宅建替基本計画	令和元年度 ～ 令和 14 年度
下松市空家等対策計画	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度
下松市耐震改修促進計画	平成 19 年度 ～ 令和 12 年度

2 公共交通の確保と施設の充実

基本方針

利用者減少や運転士不足等で事業者の経営環境が悪化している鉄道やバス等の公共交通は、事業者や行政、市民が協働して、利便性の向上や維持に向けた取組を実施することにより、将来にわたり持続可能な公共交通となるよう、検討・協議を重ね、施策を実施していきます。

現況・課題

- ★鉄道やバス等の公共交通機関の利用者減少や交通事業者の人手不足等に伴い、公共交通の事業環境が厳しさを増しています。高齢化の進行等の中で、社会全体で公共交通を維持していく必要があり、高齢者バス・タクシー利用助成券の交付など利用促進の取組を進めていますが、今後もさらに関係機関等と連携して、公共交通機関の利用の増加に向けた取組の実施・検討が求められます。
- ★高齢化や人口減少は今後も進展することから、公共交通の維持確保と改善を検討するため、平成28年に下松市地域公共交通活性化協議会を発足し、令和5年には「下松市地域公共交通計画」を策定して、交通空白地の縮小等を目指し、バス路線や運行形態の変更、鉄道やタクシーなども含めた地域全体の持続可能な公共交通について協議しています。
- ★JR山陽本線の下松駅では、エレベーター設置等の利便性向上に努めており、JR岩徳線については、沿線3市で構成する利用促進委員会での様々な事業の展開により、利便性の向上や利用の促進に努めています。今後も鉄道利用者減少への対策に継続して取り組むことが必要です。
- ★路線バスは、運転士不足等もあり、人口が減少し利用者が少ない郊外を中心に運行本数の減少や路線見直しが行われており、高齢者などの交通弱者への対応が喫緊の課題となっています。米川地区では令和元年10月より、路線バスに代わり市の交通空白地有償運送によるコミュニティバス「米泉号」の運行を開始しており、その他の地域でも新たな公共交通として、さらに地域の実情に合った対策が必要です。
- ★駅や駅前広場、下松タウンセンター等の交通拠点施設における情報提供や交流の場等の多様な機能の充実を図るとともに、駐車場や駐輪場の確保・整備・利用者への各種啓発等に努めながら、公共交通のさらなる利用の促進や利便性を向上させる必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
駅の1日平均乗車人員	令和6年度	2,538人	2,500人	下松、周防花岡、生野屋、周防久保の各駅の1日平均乗車人員
1便当たりのコミュニティバス利用者数	令和6年度	0.98人	1.1人	コミュニティバス1便当たりの平均乗車人数

施策の展開

(1) 公共交通ネットワークの維持・再編と利用促進

利用者の減少や高齢化の進展といった社会情勢に対応した公共交通体系づくりとその利用促進について、交通事業者等関係機関との連携をさらに強め、協働して推進します。

(2) 利用者にやさしい公共交通の検討

高齢者や障害者を含むすべての市民が利用しやすい移動手段や移動支援策について、現行手段や支援制度の拡充・整理を行うとともに、新たな技術の活用を組み合わせる等の複合的な検討を行います。

(3) 鉄道利用・利便性の向上

J R 山陽本線、岩徳線及び山陽新幹線の利便性を確保するため、事業者、利用者、その他関係機関と協力し、鉄道の利用促進及びさらなる利便性向上に向けた要望等を強めていきます。

(4) バス利用・利便性の向上

事業者や下松市地域公共交通活性化協議会における協議により、必要な路線の維持のほか、運行ダイヤと接続の改善等の利便性向上等を促進します。また、米川地区の「米泉号」に加えて、笠戸島地区にもコミュニティバスを導入し、利用促進による活性化を目指すとともに、さらに各地域の実情に沿った新たな公共交通システムの導入等を検討します。

(5) 駅・駅周辺での利便性向上と環境整備

市の玄関口及び公共交通結節点である駅及び駅周辺におけるにぎわいや交流を促進し、拠点機能の向上に努めます。また、駅や公共施設での駐車場・駐輪場の確保や維持管理とともに、民間による整備促進等を進め、利便性等の向上に努めます。

主な事業等

- ・ 地域公共交通計画推進事業
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業
- ・ 生活バス路線維持対策事業
- ・ コミュニティバス運行事業
- ・ 鉄道事業者要望
- ・ J R 岩徳線利用促進事業
- ・ 岩国錦帯橋空港利用促進事業
- ・ 下松駅北広場駐車場維持管理
- ・ 駐輪場維持管理

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市地域公共交通計画	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度

3 緑地保全・都市緑化

基本方針

みどりや水は下松市の重要な資源であり、これを最大限に保全するとともに、市民が有効に活用できるような環境整備に努めます。また、市民との協働により、身近なところでみどりを増やす活動を推進していきます。

現況・課題

- ★豊かなみどりや水の環境保全と活用を図るため、平成9年度に策定し、平成30年度に見直した「下松しみどりの基本計画」において、緑地や公園の配置、緑地の保全及び緑化の目標とそれらを推進するための施策を定めています。
- ★花壇や街路樹等の質の高いみどりを維持し、良好な都市景観を形成するため、市道中央線や久保団地線の街路樹のリフレッシュ等を行っています。引き続き市民や事業者と協働し緑化意識の高揚を図る必要がありますが、花とみどりに関わる団体・関係者の高齢化、後継者不足の問題もあります。
- ★花苗を育成する下松市緑化センターの施設が老朽化しているため、対策が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
花壇登録団体数	令和7年度	107 団体	111 団体	花苗を配布している団体数

施策の展開

(1) 計画的な森林環境の維持・保全

自然環境の保全に向け、地域の実情に応じた植林等の管理や活用のための整備を推進します。

(2) 市民に開かれた森づくり

米泉湖周辺や笠戸島等において、市民に開かれた森林整備を推進します。

(3) 効果的な森林の保全・活用

森林所有者の負担軽減事業を活用した森づくり、都市緑地法等による保全、森林ボランティア*等の市民参加による保全に努めます。

(4) 緑地の保全・充実

自然公園区域、市街化調整区域*の緑地の保全に努めます。また、市街地については、街路樹の植え替えや公園・緑地の整備、管理を行い、その他の公共施設の緑化を推進し、みどりの充実に図ります。

(5) 緑化活動の普及と啓発

市民団体との協働による花と緑に関するイベントの充実や、苗木の植樹等を通じ、緑化意識の醸成を図ります。

(6) 花いっぱいのもちづくり

花を育てる拠点である下松市緑化センターの施設の維持に取り組み、地域の登録花壇や下松スポーツ公園の花の広場など、花を身近に楽しめる空間の充実に努めるとともに、市民参加による緑化活動、花いっぱいのもちづくりを促進します。

主な事業等

- ・街路・公園・緑地の樹木等の適正管理
- ・花と緑の祭典
- ・緑の募金活動
- ・花壇コンクール
- ・しだれ桜・河津桜の適正管理
- ・花苗の育成及び配布

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市みどりの基本計画	令和元年度 ～ 令和 20 年度
下松市森林整備計画	令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

4 公園の整備・管理

基本方針

身近な憩い・遊び・交流等の場である公園や緑地は、安全で快適に利用できるような整備と住民との協働も含めた維持管理に努めるとともに、利用の促進に努め、また、防災拠点となる公園はその機能の充実整備を計画的に進めます。

現況・課題

- ★都市公園は、地域住民の憩い、健康、防災等多様な機能と役割を持つ施設です。街区公園のトイレや公園灯など施設が老朽化し、建替えや更新の必要があるなど「下松市公園施設長寿命化計画*」に基づいた更新整備等が必要です。
- ★「下松市都市計画マスタープラン」や「下松市みどりの基本計画」において、体系的に公園や緑地を位置付けて整備に努めており、今後も計画的な整備が求められています。令和元年に児童遊園等を都市公園に編入しており、都市施設*として維持管理するとともに、身近な遊び場、交流場所として有効に活用していくことが必要です。
- ★公園は、災害時の一時避難場所にもなることから、「下松市地域防災計画」に基づき、防災公園*である下松スポーツ公園をはじめ、避難場所や避難路となる公園や緑地の防災機能の充実・整備が必要です。
- ★広域避難場所でもある恋ヶ浜緑地公園は、年齢や障害の有無に関わらず多様な特性のある利用者が安全・安心・快適に利用できるように進めていた再整備を令和6年度に終了しました。引き続き、誰もが利用しやすく、賑わいを創出する公園整備が求められています。
- ★長期にわたり未整備となっている都市計画公園については、地域の実情を踏まえて見直し方針を策定し、公園配置計画の見直しと公園整備が必要です。
- ★地域住民による公園の管理等、身近で親しみのある公園環境づくりに取り組んでおり、地域に根ざした公園として利用率向上につなげることが求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和12年度	
市民1人当たりの都市公園面積	令和7年度	9.9 m ²	10.0 m ²	都市計画区域*人口 54,391人に対する公園面積

施策の展開

(1) 下松スポーツ公園・恋ヶ浜緑地公園の充実

下松スポーツ公園は、温水プールと武道場（弓道場を含む）を整備するとともに、市の中核的な防災公園*として必要な機能の整備充実を図ります。恋ヶ浜緑地公園は、誰もが利用しやすい公園となるよう、さらに必要な整備充実を図ります。

(2) 都市公園の整備と見直し

「下松市みどりの基本計画」に基づいて、公園が不足する地域における公園の整備、拡充を図ります。各地区の防災拠点となる公園については、機能の充実を図ります。また、長期未着手となっている公園の計画について見直しを進めます。

(3) 身近な憩いの場の充実

各地区の身近な公園等は、子どもの遊び場、子育て世代や高齢者の交流の場として、地元住民と協力しながら適切な管理に努めます。

(4) 公園の利用促進

公園・緑地が身近な地域コミュニティの拠点として活用されるよう、自治会や地元住民への働きかけ等を行います。

(5) 維持管理の充実

「下松市公園施設長寿命化計画*」に基づき、老朽化した公園のトイレや遊具の改築など計画的な改修や適切な維持管理を行うとともに、自治会など地元への管理の委託等、市民の参加・協働による管理を進め、地域に根差した公園づくりを目指します。

主な事業等

- ・下松スポーツ公園の整備
- ・長期未着手公園計画の見直し
- ・公園等の整備
- ・公園等の適正な維持管理
- ・公園管理の地元委託

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市地域防災計画	令和 6 年 3 月 ～ 必要に応じ て見直し
下松市みどりの基本計画	令和元年度 ～ 令和 20 年度
下松市スポーツ推進計画	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度

5 都市景観形成

基本方針

市と市民の財産である良好な都市景観を守り、育て、創造していくため、市民、事業者、行政の連携と協働による景観まちづくりを推進します。

現況・課題

- ★下松市は景観行政団体*として、ふるさと下松にふさわしい景観に配慮したまちづくりの実現を推進しています。
- ★良好な都市景観を形成するためには、個々の建築行為等において周囲のまちなみとの調和等に配慮することが大切です。コモンステージ桜町では景観協定*が締結され、良好な街並み形成が図られています。
- ★公共施設の整備に際しても、周辺の景観と調和のとれた建物デザインや色彩等に配慮する必要があります。
- ★良好な景観まちづくりの指針となる「下松市景観計画*」を令和3年度に見直し、これに基づき、景観審議会を定期的を開催し情報共有を図っているほか、景観届出制度の適切な運用等を通じて市民や事業者の景観意識向上に努めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
下松市景観条例に基づく届出に対する適合率	令和7年度	100%	100%	景観計画*に適合すると認められた場合に通知する適合通知書数の割合

施策の展開

(1) 良好な景観づくりへの行動

「下松市景観計画*」による景観形成基準*に基づき、届出の審査を行い、良好な景観づくりに努めます。また、所有者等との景観協定*により良好なまちなみ形成を促進します。

(2) 景観資源の保全・活用

市内の優れた景観資源について、市民と情報共有に努め、保全や活用策を検討します。「下松市景観計画*」にある景観協定*等の制度活用の促進のほか、景観まちづくり重点地区等の指定については、必要性の検討を進めます。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

公共施設の整備等においては、周辺の景観との調和に配慮し、質の高い公共景観の形成を図ることで、良好なまちなみ形成を誘導する役割を果たします。

(4) 景観まちづくり体制の充実

「下松市景観計画*」に基づき、市民や事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援に努めます。

(5) 景観まちづくりの意識向上

広報やホームページ等を通じて市民や事業者の景観に対する意識の向上を図り、自主的な景観まちづくり活動を推進します。

主な 事業等

- ・ 景観計画*及び景観ガイドライン*の周知
- ・ 景観協定*の相談・認可
- ・ 景観届審査・指導

関連計画

計画名	計画期間
下松市都市計画マスタープラン	平成 23 年度 ～ 令和 12 年度
下松市景観計画*	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

4 産業経済

【政策】	【基本施策】
1 農林水産業の振興	1 農業の振興
	2 林業の振興
	3 水産業の振興
2 商工業の振興	1 工業・物流業の振興
	2 商業・サービス業の振興
3 魅力的なしごとづくり	1 企業立地と創業・事業承継の促進
	2 就業と労働環境の充実

1 農業の振興

基本方針

農業の担い手の確保を図りつつ、優良農地の保全、農業生産基盤の整備、農業経営の組織化・集団化、鳥獣対策等に努めるとともに、地域産品の生産・特産品化等による付加価値向上を図ります。また、地元産農産物の活用による地産地消*の拡大を進めます。

現況・課題

- ★「下松農業振興地域整備計画」や「地域計画」、周南地域農業再生協議会が策定した「水田収益力強化ビジョン」などを活用し、生産性の向上や流通、担い手づくり、地産地消*などの取組を進める必要があります。
- ★農家数や経営耕地面積は減少を続け、農業者の高齢化や後継者の不在が深刻度を増し、保全会、集落協定の活動休止が続いていることから、営農条件の良い優良農地の保全や農道等農業生産基盤を整備し、農地の貸出意向把握や営農に関する組織化の促進、機械の共同利用をはじめ、担い手の確保や育成、支援を行う必要があります。
- ★JA山口県の組織力を活かした研修会の実施、直売所における安全安心な農産物提供のほか、各農家による朝市、インターネット販売など多様な流通・販売形態を通じた販路拡大が見られます。
- ★「来巻にんにく」や「笠戸島レモン」、「米川ゆず」などの地域団体による栽培が進んでいますが、団体構成員の減少や高齢化の状況も見られます。これら農産物を加工した特産品の開発、知名度向上への努力が必要で、料理レシピ等の動画配信も行っています。併せて、農業の担い手が栽培する農産物についても特産品開発の支援が必要です。
- ★下松市農業公園は、農業体験を通じて土に親しみ、農業の持つ多様な機能や役割、農業の大切さを学ぶ場、食育活動や自然体験の拠点としての役割を果たしています。学校給食では地元農産物を活用し、「まるごと！下松給食の日」に合わせ食育活動を行っています。
- ★農村地域の過疎化等による耕作放棄地の増加により、鳥獣の生息域の拡大や個体数が増加し、農林業に深刻な影響を与えており、近年は市街地への出没も見られます。「下松市鳥獣被害防止計画」に基づき、防除と捕獲による被害防止対策を講じ、農林業経営の安定化、生活環境被害防止を図る必要があります。
- ★水路や農道等の農業用施設については、適切な維持管理が必要です。また、農業用ため池については、防災重点農業用ため池の改修を行ったほか、危険性が高く利用の無いため池の廃止を進めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
認定農業者*数	令和6年度	12人	13人	農業経営の改善を計画的に進めようとする者の数
整備が必要な防災重点農業用ため池の数	令和6年度	12箇所	5箇所	改修または廃止により減少

施策の展開

(1) 農業振興計画の見直しと推進

「下松農業振興地域整備計画」の見直しを行うとともに、「地域計画」、「水田収益力強化ビジョン」等に沿った総合的な農業振興を進める中で、特に優良農地の保全に努めます。

(2) 農業の担い手育成と経営規模の拡大促進

新規就農者をはじめ、兼業農家を含めた多様な人材の確保・育成を促進するとともに、農地バンク制度も活用した農地の利用促進、効率的利用、担い手への集積を図りつつ、農業経営の規模拡大、安定化を目指します。

(3) 組織化・集団化の促進

保全会、集落協定による組織化・集団化、農機具の共同利用を促進することで農作業の負担を軽減し、営農体制の強化を図ります。

(4) 特産品や新規製品の充実

地域団体によるにんにく、レモン、ゆずなど特徴ある地域産品の特産品化に向けて、加工などによる高付加価値化や多様な情報発信等による販路拡大を図るほか、農業の担い手による特産品開発や6次産業化*についての支援を行っていきます。

(5) ふれあい型農業・地産地消*の拡大

農業公園での体験や学びを通じて、ふれあいと親しみのある地域農業の振興を図ります。また、学校給食での地元農産物の活用や食育活動を通じ、地産地消*の拡大に努めます。

(6) 鳥獣対策

鳥獣被害を防止するため、防除柵設置の支援や下松市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を推進します。

(7) 農業用施設の整備と維持管理

水路や農道等の農業用施設の適切な維持管理に努めます。また、利用の無いため池については、災害防止の観点から廃止を進めます。

主な事業等

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・担い手の確保、育成、支援・集落営農の組織化支援・農地の利用促進・農業公園維持管理・地域計画の更新・地域米の消費拡大や学校給食における地元農産物の積極的な活用 | <ul style="list-style-type: none">・移住・新規農業就業者支援・鳥獣防除補助、捕獲・農道・水路整備、ため池改修・防災重点農業用ため池整備事業 |
|--|---|

関連計画

計画名	計画期間
下松農業振興地域整備計画	平成 18 年度 ～
下松市鳥獣対策防止計画	令和 8 年度 ～ 令和 10 年度

2 林業の振興

基本方針

林業は、森林の適切な施業や管理、基盤整備などの環境保全を行い、特用林産物*なども含めた生産振興に努めるとともに、担い手の育成を図ります。

現況・課題

- ★市内の林野面積は、ほぼ横ばいで推移していますが、林業の産業としての規模は小さく、担い手の確保が困難となっています。
- ★市有林では、引き続き計画的施業により、公共建築用材に使用するなどの林業生産活動の推進が望まれます。林業研究会では、森林体験学習などの取組を推進しています。
- ★林業生産基盤として重要な林道は、「下松市森林整備計画」に基づき整備を進めています。
- ★シイタケ、マイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物*の生産を支援することや、間伐材の有効利用の方向を見出すことが必要です。
- ★森林の保全管理は、国土保全や災害防止の観点からも重要な課題であり、森林環境譲与税*を用いた森林経営管理事業や、やまぐち森林づくり県民税*を活用して、適切な整備に努める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
林道等整備率	令和 6年度	60.0%	70.0%	5年間(R8～R12)
市有林の間伐面積	令和 6年度	13ha	15ha	5年間(R8～R12)

施策の展開

(1) 林業の担い手育成

下松市林業研究会への支援等を通じ、担い手の育成・確保、経営意欲と技術の向上、森林ボランティア*の活用などを進めます。

(2) 森林の適切な経営や管理と林業活動の支援

山口県東部森林組合による森林整備事業を支援するとともに、森林の保全に向け、森林経営管理制度の運用等により、林業の振興と森林管理の両立を図ります。

(3) 市有林の計画的な施業と保全

市有林では、適切な施業方法による良質な木材生産、そのための間伐、枝打ち、下刈り等を計画的に行います。笠戸高山生活環境保全林等の森林環境保全林や学校林では、適切な保全と整備を進めます。

(4) 特用林産物*の振興

シイタケ、マイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物*の生産支援により、山林の特性を生かした付加価値の創出を目指すとともに、これらに係る体験学習等を通じ、森林の重要性を啓発していきます。

(5) 林業生産基盤の整備

林業生産基盤として、林道、作業道の整備、市有林・民有林の森林整備や維持管理を計画的に進めます。

主な事業等

- ・ 森林環境譲与税*を活用した森林経営管理事業
- ・ くだまつ木育推進事業
- ・ やまぐち森林づくり県民税*を活用した整備
- ・ 森林体験学習

関連計画

計画名	計画期間
下松市森林整備計画	令和4年度 ～ 令和13年度

3 水産業の振興

基本方針

下松市を特徴づける産業である水産業は、機能を拡充した下松市栽培漁業センターを最大限活用して、種苗生産、中間育成、放流、養殖等を計画的に推進するとともに、水産物の付加価値向上や水産業の担い手育成に取り組んでいきます。

現況・課題

- ★下松市の漁業経営体は小規模なものが中心で、漁業者の高齢化により減少が進み、新規就業者の確保を支援していますが、担い手不足が深刻な状況です。
- ★下松市栽培漁業センターでは、種苗生産から中間育成、放流、養殖等の機能が強化され、漁獲の安定的増大に寄与しています。啓発活動として、出前講座やさばき方教室などに取り組んでいます。
- ★漁場となる笠戸島周辺海域に継続した稚魚の放流を行うなど、水産資源の維持、拡大に努めています。
- ★山口県漁協等の関連団体や下松市魚食普及協議会との連携により、学校給食での「笠戸ひらめ」使用や水産業への関心を高める活動を進めています。
- ★「笠戸ひらめ」や「笠戸のとらふぐ」に加え、「笠戸のさば」、「笠戸のあじ」を特産品として、地域ブランド化に向け事業展開していきます。
- ★海岸漂着物等地域対策推進事業の活用等により、漁業生産環境保全意識の高揚を図っています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
漁業経営体数(個人)	令和6年度	23 経営体	23 経営体	

施策の展開

(1) 沿岸の漁場の整備・保全

たこつぼ産卵施設の設置など、漁場造成を継続するとともに、整備漁礁の効果把握や実態調査等を推進します。

(2) 栽培漁業センターの維持と養殖技術の拡充

下松市栽培漁業センターでは、種苗生産、中間育成及び養殖事業による「つくり育てる漁業」を推進するとともに、栽培魚種の拡大、生産経費の削減、技術改良、市場開拓と年間を通じた安定供給に取り組みます。また、中間育成及び養殖事業施設の老朽化対策等を進めていきます。

(3) 放流事業の展開

同じ海域である周南市と協調し、放流計画を維持しつつ、漁業資源の拡大のための事業を展開します。

(4) 生産組織や漁業者の体制安定強化

漁業生産組織の経営基盤の強化を支援し、経営安定化を促進するとともに、新規就業の促進など漁業人材の確保・育成を図ります。

(5) 水産物流通体制の強化

山口県漁協と連携し、水産物流通体制の強化を促進します。

(6) 地産地消*と魚食普及の推進

魚食普及に向けて、関連民間団体への支援や、学校給食での地元水産物活用、食育活動等を進めます。

(7) 水産物の付加価値の向上

水産物の付加価値を高めるため、笠戸ひらめ等を使用した水産加工品の開発や山口県漁協等と連携し、笠戸産水産物の地域ブランド化に取り組みます。

(8) 漁場環境の保全

海底清掃や海浜干潟清掃の計画的実施などにより、漁場環境の保全を推進します。

主な事業等

- ・タコの産卵施設設置
- ・種苗等の計画的放流
- ・漁業近代化資金等利子補給
- ・担い手の確保、育成、支援
- ・移住・新規漁業就業者支援
- ・魚食普及
- ・学校給食における地元水産物の積極的な活用
- ・特産品開発グループ支援
- ・漁場環境の保全清掃

1 工業・物流業の振興

基本方針

市の基幹産業である工業の一層の振興に向け、市内の事業所、特に中小企業の活性化を支援するとともに、「ものづくりのまち下松」をアピールし、産業としての厚みを増すように努め、また、カーボンニュートラル*など新たな課題への対応も進めます。

現況・課題

- ★下松市における工業は、「ものづくりのまち」の基幹産業としての役割を果たしています。鉄道車両や船舶等の輸送関係から鉄鋼、半導体・蓄電池製造に係るハイテク産業まで幅広い産業が集積しており、独自の技術で注目を集める企業もあります。
- ★市内には、臨海部の大規模製造業事業所のほか、周南工流シティー、下松地場産業団地を含め、製造業・物流業等の事業所が多数立地しています。
- ★中小企業等の活性化のため、下松商工会議所等と連携して、経営の高度化、安定化への支援等を行っており、それらの継続と促進が必要です。
- ★周南地域地場産業振興センターは、企業情報の収集、提供のほか、新技術・新製品開発支援のための研究や人材養成、企業間の人的交流、情報交換にも活用されています。引き続き、産学官の連携による産業の高度化、集積を促進する必要があります。
- ★「ものづくりのまち下松」をより多くの人に知ってもらうため、道路を走る鉄道車両見学や市内造船企業の工場見学会、ものづくり企業フェアなど各種のイベントを開催するとともに、市産業の歴史と成り立ちをまとめた「ものづくりアーカイブス」等の動画をインターネット上に配信するなど、市内企業と連携した産業PRに力を入れています。
- ★物流業は、EC市場*の拡大等により需要増大が見込まれる一方で、人口減少等による人手不足や新たな輸送拠点の確保・整備が大きな課題となっています。
- ★製造業や物流業ではカーボンニュートラル*への対応も求められています。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和12年度	
製造品出荷額	令和5年	3,977 億円	4,000 億円	経済構造実態調査

施策の展開

(1) 中小企業の経営高度化・安定化支援

下松商工会議所や国との連携を深め、中小企業の経営高度化・安定化、経営基盤強化を支援します。また、経営指導や各種事業資金制度融資等の支援を推進します。

(2) 新技術・新商品開発や産学連携の促進

周南地域地場産業振興センターの持つノウハウや機能を最大限に活用し、各種制度の充実や、国・県等の助成制度の活用、産学連携、新たな資金調達方法の活用等を検討し、新技術・新商品の開発を促進し、商工業振興を図ります。

(3) ものづくりのまちの積極的周知

市内外に向け、各種イベント等の実施やSNS*の活用等により、「ものづくりのまち下松」を様々な方法でアピールし、企業や人材の集積につなげます。

(4) 物流業の振興

物流関係企業の商工業との一体となった振興や誘致のため、関連情報の提供や活性化への支援に努めます。

(5) カーボンニュートラル*への対応

地球温暖化対策として、製造業や物流業が実施するカーボンニュートラル*の実現に向けた取組を支援します。

主な事業等

- ・ 中小企業制度融資
- ・ 中小企業相談所
- ・ 小規模事業者経営改善資金利子補給
- ・ 周南地域地場産業振興センターの活動支援
- ・ 産業技術振興表彰制度
- ・ ものづくり女子育成プロジェクト*
- ・ 企業ガイドブック
- ・ 脱炭素経営推進事業

2 商業・サービス業の振興

基本方針

主に大規模小売店舗の立地集積により商業都市の様相を深めてきた下松市ですが、望ましい都市構造の形成や地区間の立地バランス等を考慮し、健全な商業活動が営めるよう誘導するとともに、中小企業者を支援し活性化へ導きます。

現況・課題

- ★下松タウンセンターの整備を契機として商業施設の立地が進み、下松市は県内有数の商業都市となり、大規模小売店舗の店舗面積割合の大きさが特徴となるなど、市内の商業環境への市民の満足度は総じて高い状況です。下松タウンセンターは30周年を機に新たな愛称が「キラル」となり、更なる活性化に向けた取組が展開されています。
- ★下松駅周辺地区では、土地区画整理事業や市街地再開発事業、都市活力再生拠点整備事業（リジューム計画）により基盤整備は完了していますが、商店数の減少により、商業集積地としての性格は薄いものになっており、商業の集積に向けた支援と賑わいづくりが必要です。
- ★末武地区や花岡地区で商業施設が増加する一方、下松地区等では減少するなど、立地分布に偏りが生じており、市東部への商業施設の立地が求められています。
- ★事業者の高齢化等により市内商業関係組織の活力が低下しており、サービス業も含め、下松商工会議所等関係機関との連携により活性化を支援する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
商品販売額	令和3年	1,783 億円	1,850 億円	卸売・小売業年間商品販売額 (経済センサス活動調査)

施策の展開

(1) 下松駅周辺の商業活性化

J R 下松駅周辺活性化構想に基づき、産業・観光拠点や空き店舗活用を含めた駅周辺の商業環境の充実、各種イベント等の開催により、賑わいづくりに努めます。

(2) 経営改善への支援

商業事業者に対し、小規模企業振興基本法に基づく施策展開等により、下松商工会議所等関係機関と連携し、各種制度融資、顧客管理等の効率化、経営近代化の指導・支援等のソフト事業を展開します。

(3) 組織力の強化と組織活動の展開

商店街組織の活動促進や組織的活動等事業者の振興活動に対する支援を行います。

(4) 下松タウンセンターの活性化

核店舗の「ゆめタウン下松」と地域の商店で構成する「星プラザ」が連携して誘客に取り組み、市内商業の中心としての機能を充実するため、下松タウンセンターの活性化を支援します。

(5) 商業環境維持と立地バランスの確保

関連法制度の適切な運用等により、大規模商業施設の適切な立地誘導を図り、良好な生活環境及び商業環境の形成を促進します。豊井地区まちづくり整備計画の進展等に合わせ、商業立地バランスの不均衡是正を目指します。

(6) サービス業の振興

多様なサービス業の振興と商業や観光産業との連携に向けた取組を支援します。

主な事業等

- ・ J R 下松駅周辺活性化事業
- ・ 中小企業制度融資
- ・ 中小企業相談所
- ・ 下松タウンセンターの活性化

1 企業立地と創業・事業承継の促進

基本方針

新規の企業誘致を、産業用地を確保しつつ進めるとともに、新たな創業や事業承継についても積極的に支援し、地域産業の力を守り育てていきます。

現況・課題

- ★地域の活力維持には「しごと」の創生が必要であり、下松市の特色を活かした企業誘致を目指していますが、新規立地のための土地がないため、民間所有の遊休地等の有効活用により、産業用地を確保していく必要があります。
- ★新規企業立地用地の確保のひとつとして、産業団地整備構想に基づき、東海岸通りの産業用地整備事業を推進しており、これにより新たな企業の集積を促進する必要があります。
- ★優良企業の新規立地意欲を高めるため、工場等誘致奨励制度や産業用地開発・企業立地促進奨励制度を有効に活用し、市の産業活力の強化、雇用拡大につなげる必要があります。
- ★様々な事業意欲を実現化し地域産業の力としていくため、チャレンジショップ*事業等を行ってきましたが、さらに創業がしやすい環境を整えるとともに、新たな創業支援のメニューを創設する必要があります。
- ★事業承継を円滑に進めるため、山口県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、個別相談会を実施していますが、相談者の掘り起こしやマッチングの強化などさらなる展開が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
新規立地・事業拡大件数	令和6年度	2件	3件	工場等誘致奨励措置の指定件数
創業件数	令和6年度	4件	6件	特定創業等支援証明件数
開業支援資金の活用件数	令和6年度	1件	3件	
事業承継相談会への参加件数	令和6年度	1件	3件	

施策の展開

(1) 企業誘致の推進

優良企業の誘致や既存事業所の拡張に向けて、製造業や物流業等の幅広い業種を対象に、工場等誘致奨励制度の拡充・活用も図りつつ、国や県の企業立地施策と連携した企業誘致活動を展開します。

(2) 産業用地の確保

産業団地整備構想に基づき、東海岸通り地区の産業用地整備事業を推進するとともに、民間所有の遊休地の活用や民間事業者による開発の促進等により、企業立地のための用地の確保を進めます。

(3) 創業支援の推進

様々な産業分野での新規創業意欲を引き出し、実現へと導く支援策を下松商工会議所等と連携して検討し、その活用による創業時、創業後の後押しを図り、新たな産業の力に育てていきます。

(4) 事業承継の支援

高齢化等により事業の継続が困難な事業者に対し、後継者への円滑な事業の引継ぎができるような支援メニューを下松商工会議所等と連携して検討し、その活用により産業力の維持に努めます。

主な事業等

- ・ 産業用地整備事業
- ・ 新規企業立地促進事業
- ・ 工場等誘致奨励制度
- ・ 工場用地等情報提供事業
- ・ 企業誘致PR活動事業
- ・ コンビナート連携事業
- ・ 創業等支援事業
- ・ 伝え場活用事業
- ・ 事業承継支援事業

関連計画

計画名	計画期間
山口県地域未来投資促進基本計画	令和6年度～令和10年度
中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画	令和7年度～令和8年度
下松市創業支援等事業計画	平成27年度～令和10年度

2 就業と労働環境の充実

基本方針

変動する経済情勢のもとでも雇用・人材を確保し、産業の継続的発展や新規展開を進められるよう、就業支援を強化するとともに、勤労者の働きやすい職場環境づくりや勤労者福祉の向上、職場の安全対策を促進します。

現況・課題

- ★少子高齢化の進行等による労働力人口の減少により、業種によっては慢性的な人手不足の状況に陥っており、就業支援や働きやすい職場環境づくりなど、その解消に向けた取組を強化する必要があります。
- ★雇用情勢の変動を見極め、企業立地や産業振興を通じた新たな雇用の創出、関係機関と連携した雇用情報の提供や職業訓練など、雇用促進への支援策強化が必要です。
- ★人手不足解消や人口減少対策の見地からも、仕事と家庭の両立を図るワーク・ライフ・バランス*の実現をはじめ、ジェンダーレス雇用*や多様な働き方の導入等が強く求められています。
- ★勤労者の福祉の充実と勤労意欲向上を目的として設置された下松市勤労者総合福祉センターは、市内の勤労者や地域住民に文化・スポーツの活動の場として親しまれていますが、施設の長寿命化計画*に基づき、適正な維持管理が必要です。
- ★職場の安全衛生対策は、国や県の施策情報の提供やPRにより効果を上げていますが、労働災害の防止、労働衛生環境の向上のため、その継続が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
求人倍率	令和6年度	1.21	1.5	ハローワーク下松集計の年間有効求人倍率
勤労者総合福祉センター利用者数	令和6年度	41,579人	43,000人	年間利用者数

施策の展開

(1) 就業・雇用の促進

県や下松公共職業安定所との連携により、情報の収集・提供、就業関連イベント等による求人と求職のマッチングに努め、市内での就業・雇用の拡大を促進します。企業ガイドの活用やイベント等の開催により、若い世代の市内での就業促進を図ります。

また、ものづくり女子育成プロジェクト*の展開により女性の雇用拡大を進めるほか、高齢者、障害者の雇用促進も図ります。

(2) 職業訓練等の支援

県や下松公共職業安定所のほか、山口県立高等産業技術学校との連携強化などにより、求職者や在職者に対する職業訓練への支援、利用促進を図ります。

(3) 働きやすい職場環境づくり

国や県と連携し、テレワーク*など多様な働き方の導入への情報提供や働きかけ等を行うとともに、企業側にも働き方に関する新たな施策の情報提供等を行っていきます。

また、「サテライトオフィス*」や「コワーキングスペース*」等への取組や事業展開を進める事業者への支援を図ります。

(4) 勤労者総合福祉センターの有効活用

下松市勤労者総合福祉センターの施設の維持管理を行いつつ、その効果的運営、勤労者向けの各種講座や福利厚生事業等の利用を促進します。

(5) 職場の安全衛生対策の強化促進

安全週間や労働衛生週間の行事のほか、関係団体による講習や研修等の活用により、労働安全や衛生面への意識啓発、情報提供を進めます。

主な事業等

- ・ 市内就業応援事業
- ・ ものづくり女子育成プロジェクト*
- ・ 労働関連情報の提供・周知
- ・ 若者サポートステーション*事業負担金
- ・ シルバー人材センター事業
- ・ 勤労者総合福祉センター管理運営
- ・ 中小企業勤労福祉協議会の活動支援

5 教育文化

【政 策】	【基本施策】
1 学校教育の充実	1 小・中学校教育環境の充実
	2 小・中学校教育の推進
2 社会教育の充実	1 青少年の健全育成
	2 生涯学習環境の充実
	3 生涯学習の推進
3 文化振興と文化財保護	1 文化活動の振興
	2 歴史・伝統の保護と活用

1 小・中学校教育環境の充実

基本方針

小・中学校については、計画的な改修等により施設の長寿命化*を図るとともに、学習環境の向上に努めます。また、新しい時代を生きる子供たちの学びに即した教育機器・備品の整備を進めます。さらに学校図書の実質や食育活動の場としての学校給食の実質を図ります。

現況・課題

- ★学校施設については、計画的な大規模改造・長寿命化*改修や老朽箇所の改修のほか、時代の要請に即した学習環境の改善を図る必要があります。トイレの洋式化、普通教室及び特別教室の空調並びにW i - F i *環境の整備は概ね目標を達成していますが、照明のL E D化並びに屋内運動場及び柔剣道場の空調設置が必要です。
- ★小学校4校に借地（花岡小 4,140 m²、公集小 4,962 m²、下松小 3,729 m²、久保小 1,690 m²）があり、その解消を図る必要があります。
- ★個別最適化された学びを実現するため、児童生徒1人1台端末に対応したI C T*環境の実質が必要です。
- ★学校図書館は、国が定める標準蔵書数をもとに計画的な蔵書の実質、電子図書台帳の活用による蔵書管理を行っています。市立図書館と連携し、読書活動推進のための取組の一層の実質が必要です。
- ★小・中学校の両給食センターでは、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全安心で美味しい給食を提供しています。
- ★正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、栄養教諭を中心とした食育に関する指導を進めています。また、地産地消*の拡大のため「まるごと！下松給食の日」を実施するなど、「下松市立小、中学校の給食における地産地消推進協議会」による地元食材の活用等を進めています。
- ★中学校給食センターでは長寿命化*改修を行っています。
- ★小学校給食は、国の学校給食費の抜本的負担軽減支援等を活用し、保護者負担の軽減を図ることとしています。中学校についても、保護者負担の軽減を行いつつ、給食費の無償化についての検討が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
小中学校屋内運動場、中学校柔剣道場常設空調設置率	令和7年度	0%	100%	空調設置した施設の割合
地場産食材使用割合	令和6年度	71.6%	75%	各学期ごとの1週間で使用した県産食材の割合

施策の展開

(1) 学校施設の整備充実

「下松市学校施設長寿命化計画*」に基づき、大規模改造及び長寿命化*改修を行うとともに、屋内運動場及び柔剣道場の空調設置、照明のLED化など学習環境の整備に努めます。また、児童生徒数の動向に対応して、必要な改修等を行います。学校プールについては、下松市立小中学校プール適正化計画に基づき改修を進めます。

(2) 教育機器等の充実

学習指導要領に沿った教育機器・教育備品の更新、デジタル教材*の整備等を計画的に推進します。特に、GIGAスクール構想*に基づき整備したICT*環境を効果的に活用できるよう、機器や教材・学習支援ツールの整備を進めます。

(3) 学校図書館の充実

「下松市学校図書館図書整備計画」に基づく蔵書の充実、適切な蔵書管理等を計画的に進め、教育活動への有効活用を図ります。

(4) 学校給食の充実

安全安心で美味しい学校給食を提供できるよう、小・中学校の両給食センターの運営と施設の改修による長寿命化*に努めます。また、食育と地産地消*の観点から、地元食材の活用を進めます。また、学校給食費の無償化に向け、国の動向を注視しながら段階的に保護者負担の軽減を図ります。

主な事業等

- ・ 学校施設の長寿命化*
- ・ 学習環境の整備充実・備品の配備
- ・ 学校用地の確保
- ・ ICT*環境の整備・充実
- ・ 学校図書館の蔵書の計画的配備
- ・ 小・中学校給食センター運営
- ・ 食育の推進

関連計画

計画名	計画期間
下松市学校施設長寿命化計画*	令和2年度～令和31年度
下松市立小中学校プール適正化計画	令和8年度～令和17年度
下松市小中学校屋内運動場等空調設置基本計画	令和8年度～令和14年度
下松市学校図書館図書整備計画	令和8年度～令和12年度

2 小・中学校教育の推進

基本方針

児童生徒の「心豊かに生きる力」を育み、「ふるさとに誇りをもち、たくましく未来を切り拓く心豊かな下松っ子」を育成します。そのために、学校・家庭・地域が「くだまつ愛」でつながり支え合い、誰もが安心して学べる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

現況・課題

- ★教育指導員やCSコーディネーター*を配置するなど、「くだまつ愛」の醸成や地域連携教育の充実に取り組んでいます。地域の人々や児童生徒の思いや願いを生かした連携・協働体制の充実が求められます。
- ★下松市教育研究所と連携した研修や「キラリくだまつ授業づくり」を活用した授業改善の推進により、学力向上対策に努めています。「学びの楽しさ」を実感する児童生徒を育てる授業づくりの充実が求められます。
- ★各学校では、GIGAスクール構想*による1人1台端末を活用したICT*教育を展開しています。今後は、生成AI*の活用を含めたさらなるICT*の活用が求められます。
- ★支援が必要な児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実を図っています。対象児童生徒の増加に伴う環境整備や研修の充実が求められます。
- ★いじめや不登校への対策として、専門家との連携の他、「くだまつふれあいラウンジ*」やこころサポーター*等の活用を図っています。下松市教育支援センター「希望の星ラウンジ*」に教育指導員等を配置し、不登校児童生徒への支援を行っています。さらなる相談・支援体制の充実が求められます。
- ★学校部活動の完全移行に向けて、地域クラブ活動の体制をさらに充実させる必要があります。
- ★教職員のキャリアステージに応じた人材育成に計画的・継続的に取り組んでいます。業務支援員の配置や部活動の縮減、校務ソフトの導入等により、時間外在校等時間の削減に努めていますが、引き続き教職員の働き方改革に努める必要があります。
- ★経済的な理由で、学校の給食費など就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助費交付事業や、進学のための奨学金制度は、継続的な実施が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明	
	年度等	数値			
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	令和6年度	小学校	83.1%	85%以上	全国学力・学習状況調査
		中学校	83.2%	85%以上	
自分はすすんで気持ちのよいあいさつができていると思う児童生徒の割合	令和6年度	小学校	83.3%	85%以上	「心豊かな子どもを育てる推進事業」に係るアンケート
		中学校	73.4%	80%以上	
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	令和6年度	小学校	82.0%	85%以上	全国学力・学習状況調査
		中学校	83.8%	85%以上	

施策の展開

(1) 地域とともにある信頼される学校づくり

地域の人々や児童生徒の学校運営への参画を促すことにより、コミュニティ・スクール*のさらなる充実に努めます。幼保、高校・企業等との連携をより一層進めるとともに、市長部局との協働等により、持続可能な地域連携教育を推進します。

(2) 「学びを楽しむ子」を育む教育

個別最適な学びと協働的な学びの実践により、子どもの主体的な学びを引き出す授業づくりに努めます。また、効果的なICT*活用のための研修を実施するとともに、特別支援教育の視点を大切に児童生徒理解や授業づくりを進めます。

(3) 健やかな心と体を育む教育

誰もが安心・安全に過ごせる学校・学級づくりの実現に向けて人権教育や特別支援教育の充実を図ります。不登校やいじめ問題に関しては、相談・支援環境の充実を図るとともに、関係機関と連携した学校支援に努めます。また、体力の向上と健康の保持増進を図る健康教育を計画的に実施します。

(4) 学校の総合力の向上

組織的な学校運営の充実を図るため、特に若手・中堅教職員の人材育成に努めるとともに、学校支援人材*の有効活用や働き方改革に関する保護者や地域への積極的な発信を行い、質の高い教育の実現をめざします。また、学校部活動の地域展開を進め、教職員の時間外勤務のさらなる削減に努めます。

(5) 就学の援助

経済的な理由で、学校の給食費など就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助費交付事業を継続します。また、高等学校や大学等への就学支援として、奨学金制度を実施します。

主な事業等

- ・コミュニティ・スクール*推進
- ・通学路安全プログラム*の実施
- ・下松市学習指導実践研究推進
- ・ICT*教育推進
- ・心豊かな子どもを育てる推進事業
- ・希望の星ラウンジ*の活用
- ・人材育成総合推進事業
- ・下松市教育研究所の機能強化
- ・学校支援人材*の配置
- ・就学援助費交付

関連計画

計画名	計画期間
下松教育の指針	毎年度

1 青少年の健全育成

基本方針

健全な青少年の育成を地域ぐるみで行うため、学校・家庭・地域の連携を強化した各種の取組や団体活動の支援、図書館活動や情報提供、相談活動等を通して、学びの場の創出や居場所づくり等、健全育成への実践を続けていきます。

現況・課題

- ★青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、諸問題の解決のため、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり、環境づくりが重要になっています。
- ★「放課後子ども教室」は、全小中学校区での開設再開を目指し、地域と連携し、持続可能な運営体制を構築する必要があります。
- ★地域が子育てを大切にする社会になる取組として、「地域未来塾*」、「家庭教育支援チーム*」があり、今後それらを継続的に発展させていくことが課題です。
- ★青少年に多様な活動の機会と場を提供するため、青少年育成団体への支援及び連携を継続的に行っていく必要があります。
- ★図書館では、読書通帳の活用、学校と連携して実施する「星ふるまちの図書館教育」や「図書館サービスハンドブック」による読書支援、「おはなし会」等を通じ、子どもの読書意欲の向上と学びのサポートに効果をあげています。また、電子図書館の学校連携を行っています。
- ★青少年を取り巻く地域の環境改善に「青少年を守る店*」運動等が役立っていますが、近年は、スマートフォン、SNS*等に起因するトラブルも指摘され、非行や被害防止への取組も含め、その方法を検討する必要があります。
- ★「地域で子どもを育てよう」をテーマに、情報誌「ねえ」を発行していますが、効果的な情報提供・発信の方法をさらに検討する必要があります。
- ★社会教育指導員による電話相談「ヤングテレホンくだまつ」は、青少年のほか、その保護者も対象としていますが、多様化、複雑化する相談内容に応じた的確な対応が求められています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
地域未来塾*参加者数	令和6年度	420人	500人	地域未来塾*の参加者延べ人数
絵本のあるくらし応援パック配布数	令和6年度	400個	400個	絵本のあるくらし応援パックの年間配布数
星ふるまちの図書館教育受講者数	令和6年度	500人	500人	星ふるまちの図書館教育年間受講者数

施策の展開

(1) 地域ぐるみでの青少年活動の推進

学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの人間的なふれあいを軸に、「放課後子ども教室」、「地域未来塾*」、「家庭教育支援チーム*」等の青少年の健全育成環境づくりに取り組み、周知とニーズの掘り起こしを進めます。また、「中学生ボランティア*」の推進等を通じて、青少年の主体性を育てていきます。

(2) 青少年育成団体の活動支援

下松市青少年育成協議会を中心に、青少年育成団体への活動支援を行うとともに、連携を強化し、青少年の実践的な体験活動の機会の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動の促進

絵本のある暮らし応援パックの配布やおはなし会の実施により、乳幼児期からの図書館利用促進と読書啓発を図るとともに、小中学校への図書館教育や読書支援を通して、子ども達が本に親しみながら、心豊かに成長できる環境整備を図ります。

(4) 青少年を取り巻く環境改善活動の推進

青少年を取り巻く環境の変化に対応しながら、関係団体との連携及び商店主等の協力のもと、「青少年を守る店*」運動や「こども環境クリーンアップ活動」等の青少年の非行や被害防止活動を展開します。

(5) 青少年育成の啓発・情報提供

広報啓発活動を通じ、青少年の健全育成への市民理解を促進するとともに、時代に即した内容と効果的な情報提供・発信の方法について検討し、実践していきます。

(6) 青少年相談の充実

電話相談「ヤングテレホンくだまつ」について、より一層の周知に努めるとともに、青少年に関する様々な悩みや相談に対し、適切な助言や情報提供を行うため、相談員の研修、専門機関との連携などの充実を図ります。

主な事業等

- ・放課後子ども教室
- ・地域未来塾*
- ・星ふるまの図書館教育
- ・電子図書館学校連携事業
- ・青少年育成協議会の活動支援
- ・親子読書推進事業
- ・図書館サービスハンドブック事業
- ・子ども会育成連絡協議会の活動支援
- ・青少年相談事業「ヤングテレホンくだまつ」

関連計画

計画名	計画期間
下松市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、第1期こども・若者計画）	令和8年度 ～ 令和11年度 (令和7年度)

2 生涯学習環境の充実

基本方針

市民の生涯学習意欲やニーズに応える場や機会を充実させるため、公民館施設の維持管理・更新や市民参加も含めた運営改善、図書館におけるソフト面も含めた内容及び利用利便の充実を図ります。

現況・課題

- ★下松中央公民館と下松市立図書館の複合施設である「ほしらんどくだまつ」は、生涯学習の中核施設であると同時に、市民交流拠点としての機能のさらなる充実が求められます。
- ★公民館は、地域に根ざした生涯学習や実践的活動の場となっていますが、各地区のまちづくりの拠点としての役割も求められています。
- ★一部の公民館において、地域住民により組織された団体を指定管理者として運営していますが、公民館の管理・運営に関しては、指定管理者制度*の導入やコミュニティーセンター*への移行も含めて、幅広い視点から検討する必要があります。
- ★米川公民館は「米川地域づくり拠点施設」として建替えを行っているほか、末武公民館も早期の改築が求められ、「下松市社会教育施設等長寿命化計画*」に基づき計画的な整備が必要とされます。
- ★移動図書館「あおぞら号」は、市周辺部や幼稚園、保育園、小学校、児童の家、高齢者福祉施設等を巡回し、読書に親しむ機会を提供しています。
- ★図書館では、「下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*」で市の歴史や文化をインターネット公開し、市内外の人に多く利用されていますが、下松の魅力・まちの資源を発信するツールとして、さらに内容を充実させ、効果的な利活用をしていく必要があります。
- ★電子図書館は令和2年10月末から運用を開始し、周知と利用促進、サービスの充実に努めており、令和5年6月からは電子図書館学校連携事業を開始しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*アクセス件数	令和6年度	480,000件	500,000件	デジタルアーカイブ*年間アクセス件数
電子図書館利用点数	令和6年度	240,000点	250,000点	電子図書館年間閲覧件数

施策の展開

(1) 公民館の充実

公民館が生涯学習と交流活動の場としての役割を發揮するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりの拠点、地域文化創生拠点となるよう努めます。また、施設のあり方や快適な環境整備など、適切な管理運営方法の検討を進めます。

(2) 公民館の施設整備

「下松市社会教育施設等長寿命化計画*」に基づき、施設の改廃、設備等の改修、修繕を進めます。米川公民館は「米川地域づくり拠点施設」として更新整備するほか、末武公民館の建替えを行います。

(3) 図書館の充実

図書館が、暮らしや調査研究に役立つ地域の情報拠点となるよう、蔵書の充実を図るとともに、来館のきっかけにつながる行事開催や情報発信を行い、利用促進に努めます。また、「下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*」掲載資料の充実・発信や、古地図散歩でまちの魅力発見事業の実施により、郷土の歴史を気軽に学ぶことができる環境整備を進めます。

(4) 移動図書館の充実

市周辺部や幼稚園、保育園、小学校、児童の家、高齢者福祉施設等を移動図書館「あおぞら号」で巡回し、きめ細かい図書館サービスを実施します。また、幼稚園などへの巡回では、子ども達の図書館利用のきっかけづくりをします。

(5) 電子図書館の充実

インターネットを通して電子書籍の貸出を行う電子図書館サービスの充実に努め、いつでもどこでも読書を楽しむことができる環境整備を進めます。また、子ども達の学習効果や読書意欲の向上、活字離れを防ぐ一助となるよう、利用促進に努めます。

主な事業等

- ・ 公民館施設整備
- ・ ふるさと学習支援事業
- ・ 郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*事業
- ・ 古地図散歩でまちの魅力発見事業
- ・ くだまつ情報コーナー運営
- ・ くだまつ再発見コーナー運営
- ・ 移動図書館運営
- ・ 電子図書館運営

3 生涯学習の推進

基本方針

いつでも、どこでも、誰もがそれぞれの興味や関心に応じて主体的に学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めるとともに、情報提供や指導人材の発掘・育成・活用などの支援により、市民一人一人が生涯学習を通じて生きがいを持てる社会の実現を目指します。

現況・課題

- ★市民一人一人が、生きがいをもって活躍できる社会実現のため、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる学びの場が必要となっています。
- ★生涯学習の推進には、主体的な学習グループの育成、学習ニーズの的確な把握、現代的課題への対応、指導者の発掘・育成など、多様な取組が必要です。
- ★生涯学習に関する情報の提供については、各世代がアクセスしやすく時代環境に即した方法による効果的な発信、充実が求められます。
- ★公民館による様々な講座開設のほか、「出前講座」、「after 5 in くだまつ」など、学習の場を提供しており、「出前講座」では市民講師の登録、活用を図っています。
- ★親子のきずなや人と人とのつながりを大切にする社会や、笑顔が輝く人づくり・地域づくりを目指した取組を進めています。
- ★「二十歳のつどい」は、二十歳のつどい対象者や高校生を中心に組織された実行委員会により企画・運営されています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
「出前講座」講師登録数	令和 6年度	35 人・団体	40 人・団体	市民講師登録数
「出前講座」受講者数	令和 6年度	1,151 人	1,300 人	年間延べ受講者数

施策の展開

(1) 生涯学習機会の充実

公民館講座や出前講座など、地域社会や高等教育機関と連携して各世代が気軽に、主体的に学習活動できる機会を提供するとともに、個人の多様化する学習ニーズを的確に把握しつつ、有効な生涯学習の場の提供方法を検討し、充実を図ります。

(2) 生涯学習活動支援の充実

生涯学習に関する情報の提供、発信について、SNS*の活用など方法を再検討しつつ、充実、活用促進を図ります。

(3) 生涯学習による人づくり・地域づくり

地域の人材、生涯学習活動の経験者が、知識や技能を学習活動や地域活動に還元できる仕組みや支援体制を確立するとともに、各種講座やイベント等の開催を通して、人と人とのつながりや地域づくりにつながる取組を進めていきます。

(4) 市民憲章の普及啓発

まちづくりのための行動目標を示した市民憲章の普及啓発について、その効果的なあり方を検討し、活動の推進、充実を図ります。

主な事業等

- ・ 公民館講座
- ・ 生涯学習支援事業「出前講座」
- ・ 星のまちカレッジ after 5 in くだまつ
- ・ 高等教育機関との連携講座
- ・ 親子の日フェスタ
- ・ 二十歳のつどい
- ・ 市民憲章普及啓発活動の推進

1 文化活動の振興

基本方針

市民文化の向上に向けた各種の文化活動は、行政主導から文化団体の主導、協働での推進へと発展させ、「スターピアくだまつ」を中心拠点として、文化行事の充実、芸術文化に触れる場の充実等に取り組みます。特に、下松市の特徴である吹奏楽のまちづくりを積極的に進めます。

現況・課題

- ★市民の文化活動は、下松市文化協会を中心に活発に行われていますが、文化協会会員の固定化も見られます。市民が優れた芸術文化に触れる機会の拡充や、優れた芸術文化活動が表彰・顕彰される仕組みづくりが必要です。
- ★下松吹奏楽協会を中心とした「吹奏楽のつどい」や技術講習会などの活動を通して、吹奏楽によるまちづくりを継続的に進めています。
- ★市民美術展覧会等は市民文化の振興に大きな成果を生んでいますが、さらに魅力ある文化行事を開催するため、企画段階から市民参加などの取組を進める必要があります。
- ★文化活動団体の主体的運営の促進や市民参加の拡大などが求められており、令和7年度に文化協会、吹奏楽協会の事務局の外部移行を行いました。
- ★下松市文化会館「スターピアくだまつ」は、今後も文化活動の拠点として活用するため、施設や設備の保守・改修等を計画的に進める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
文化会館利用者数	令和6年度	146,169人	180,000人	文化会館利用者数

施策の展開

(1) 文化活動の支援

下松市文化協会は事務局の外部移行を行い、これら文化団体の主体的な活動を支援し、芸術文化に親しむ人の増加や活躍する個人・団体の育成など、活性化を図ります。また、優れた芸術文化活動の表彰・顕彰により市民文化の向上を図ります。

(2) 文化行事の開催・充実

市民美術展覧会等の文化行事の充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞及び発表機会の拡充に努めます。また、これら行事の活性化や市民参加促進の方策を市民協働で検討し、進めていきます。

(3) 吹奏楽のまちづくり

下松吹奏楽協会を中心に市民と演奏者が協働し、吹奏楽によるまちづくりを推進します。

(4) 「スターピアくだまつ」の活用促進

下松市文化会館「スターピアくだまつ」が、各種芸術文化公演や市民の文化活動の発表の場等の拠点として、有効に活用されるよう努めるとともに、「下松市社会教育施設等長寿命化計画*」に沿って、必要な保守や改修を順次進めていきます。

主な事業等

- ・文化協会の活動支援
- ・全国大会出場激励金交付
- ・芸術文化表彰
- ・市民美術展覧会
- ・市民文化祭
- ・吹奏楽協会の活動支援
- ・文化会館管理運営

関連計画

計画名	計画期間
下松市社会教育施設等長寿命化計画*	令和3年度 ～ 令和12年度

2 歴史・伝統の保護と活用

基本方針

天王森古墳から出土した形象埴輪群*の調査研究やまちづくりへの活用方法の検討を行うとともに、これら文化財等の適切な保護、「ふるさと下松」の歴史・文化を伝える各種資料の収集、それらの活用方策の多様な検討を進め、市民の関心を高め、誇りの醸成にもつなげます。

現況・課題

- ★下松市文化財審議会の意見を伺いながら、文化財の指定、保存、管理を進めており、所有者や保存団体との連携や支援、情報共有などが重要で、令和6年度から文化財専門員を配置し、市民への啓発活動等を充実させています。また、保護だけでなく、活用の視点での検討や実践も求められます。
- ★市内の天王森古墳から西日本では非常に珍しい形象埴輪群*が出土しており、市民の関心も高く、さらに調査研究、貴重なまちづくり資源として市民等への公開、啓発を進めていく必要があります。
- ★郷土資料展示収蔵施設「島の学び舎」では、市内の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存・展示していますが、その内容の充実と来館者の増加への取組が課題です。
- ★「ふるさと下松」の歴史を次世代に正しく伝える一環として、令和6年度に「下松市平成の記録」を発行しました。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
島の学び舎来館者数	令和6年度	434人	500人	年間延べ来館者数

施策の展開

(1) 天王森古墳・埴輪の調査や活用

下松市古墳保存整備等検討委員会の意見を伺いながら、文化財専門員を中心に、古墳や形象埴輪群*の調査研究を進めるとともに、それらを含む本市の歴史的財産を集約した保管展示施設等の整備の検討を進めます。

(2) 文化財の保護と活用

下松市文化財審議会の意見を伺いながら、文化財の指定や指定文化財の適切な保存、管理を進めるとともに、保全と両立する活用の方策を検討し、市民の文化財への関心向上を図ります。県指定無形民俗文化財である切山歌舞伎の活動支援にも努めます。

(3) 歴史・民俗資料の展示・收藏による活用

市民が郷土の歴史、民俗、文化財等を学習し、理解を深めることができるよう、「島の学び舎」でさらなる資料収集を進めるとともに、企画展や社会科見学等による来館者の増加に努めます。また、ほしらんどくだまつ内の「くだまつふるさと広場」では、市民ボランティアと協働し、企画展示による情報発信を行います。

主な事業等

- ・文化財の指定
- ・文化財保護事業
- ・「くだまつ歴史の杜」整備準備事業
- ・切山歌舞伎の活動支援
- ・島の学び舎管理運営

6 市民協働

【政 策】	【基本施策】
1 協働体制の確立	1 市民と行政の情報共有化
	2 協働による地域活動の推進
	3 民間活力を活用した協働
2 にぎわい創出と魅力発信	1 観光拠点の充実
	2 観光産業の振興
	3 スポーツ環境の充実
	4 スポーツの推進
	5 多文化共生*と国際交流
	6 移住・定住の促進
3 人権の尊重	1 人権の尊重
	2 男女共同参画の推進

1 市民と行政の情報共有化

基本方針

協働のまちづくりの基礎となる市民と行政の情報共有化のため、情報弱者にも配慮しつつ様々な媒体による情報提供のほか、双方向の情報伝達機能を強化するとともに、情報公開制度の運用、個人情報保護にも万全を期していきます。

現況・課題

- ★市ホームページを市政情報発信の基礎的な媒体として、市民がまちづくりに関心が持てるような分かりやすい内容、構成となるように努めています。
- ★市ホームページに Google が提供する翻訳サービスを実装しています。また、外国人だけでなく、あらゆる人が理解しやすく、平易でわかりやすい日本語表現を用いるとともに、情報弱者である高齢者や障害者にも配慮した情報伝達に取り組んでいます。
- ★市ホームページを通じて、申請書等のダウンロード、電子申請サービスを提供しています。
- ★広報「潮騒」、ホームページや SNS*のほか、チラシやポスターなども活用し、あらゆる世代が市政情報に触れる機会を増やしていく必要があります。
- ★一斉情報配信システム「くだまつメール*」、公式LINEの運用を開始したほか、公式YouTubeチャンネルを開設しており、公式X（旧ツイッター）等と合わせ情報発信手段を多様化しています。民間の広報サイト・アプリへの掲載も行っています。
- ★各種広聴機会が、市民意見や意向把握の場として有効に機能しており、令和6年度には『星ふるまの「市長と地域でトーク」』として直接対話の機会を設けました。市民参加や行政との交流による協働の環境づくりのため、引き続きこれら広聴機会の活用が求められます。
- ★市民と行政の協働によるまちづくりの浸透には、そのきっかけとして、情報の公開や提供により説明責任を果たすことが重要です。情報共有による市民参加の機会として、各種広聴活動のほか、ホームページを通じた提言受付やパブリックコメント*の実施等に努めています。
- ★行政文書の保存基準等も含めた文書管理システムを確立するとともに、「下松市情報公開条例」を制定、施行しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
くだまつメール*の登録者数	令和6年度末	6,863人	10,000人	
市公式Xのフォロワー数	令和6年9月	956人	1,500人	

施策の展開

(1) 広報の充実

広報紙「潮騒」や、ホームページ、くだまつメール*、公式LINE、公式X、公式YouTubeなど様々な媒体を活用し、バランスのとれたきめ細かい情報を提供します。

(2) 多様なメディアによる広報・情報発信

各種媒体による双方向の情報伝達機能強化を進めるほか、さらに新技術、新システムを見極めながら導入・活用していきます。民間のメディアやサイト、アプリ等との連携、協働による多様な情報発信にも努めます。

(3) 広聴・対話行政の充実

効果的な広聴や、市民との直接対話の機会や方法などを検討しつつ、対話行政の充実を図り、市民ニーズの的確な把握と行政施策への反映に努めます。

(4) 行政への市民参加の推進

審議会、パブリックコメント*の活用等により、行政の計画策定や施策運営等への市民参加機会の一層の拡大を図ります。

(5) 情報公開の推進

「下松市情報公開条例」の的確な運用を図るとともに、各種媒体や広報手段を活用し、制度の認知度を高め、行政情報を積極的に公開・提供します。

主な事業等

- ・ 広報紙の発行
- ・ 声の広報の作成
- ・ ホームページの充実
- ・ くだまつメール*の活用
- ・ 公式SNS*の活用（公式LINE、下松市長の「くだまつ日記」など）
- ・ パブリシティ（新聞・テレビ・ラジオなど）を活用した情報発信
- ・ 市民ご意見箱等
- ・ パブリックコメント*
- ・ 情報公開制度の運用

2 協働による地域活動の推進

基本方針

「協働」のまちづくり体制を強化するため、市民活動支援センターの機能を確立・拡充し、自治会等の市民活動団体の活動や人材育成、活動団体間のネットワークづくりの支援を行うとともに、その活動拠点となる公民館や集会所等のコミュニティ施設の市民による管理も含めた充実と有効活用に努めます。

現況・課題

- ★市民と行政が役割を分担し、市民ができる部分は自ら行動して解決するという協働の意識、姿勢を高めることが重要です。令和6年7月に市民活動支援センターを設置しており、市民活動に対する相談の受入れをはじめ、活動団体が必要とする情報の収集・提供・発信、活動団体間の相互連携・情報交流などの支援を行っていく必要があります。
- ★市内には自治会、婦人会、子ども会等のコミュニティ組織があり、多種多様な活動を行っていますが、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加等の影響により、組織や会員数が減少傾向にあります。
- ★市内には274の単位自治会があり、地区自治会連合会がそれらを包括しています。自治会によっては集合住宅や流入出世帯が多いことから、地域住民の自治意識、参加意識を高めることが課題となっています。
- ★自治会をまちづくりの中心主体として明確に位置づけ、その活動に対し助成を行っています。多くの単位自治会長が毎年交替する中、自治会長研修会の実施等を通じ、リーダーとなる人材の育成を図っています。
- ★単位自治会と地区自治会連合会の密接な協力により、組織体制の強化と自治会未加入世帯の解消を図る必要があります。そのため、市、下松市自治会連合会、山口県宅建協会周南支部の3者で自治会への加入促進に関する協定を締結し、加入率の維持につなげています。
- ★笠戸島の本浦地区と深浦地区では地域担当職員*を配置し、地域住民との協働により、地域の課題と解決策を集約した地域の夢プランを作成し課題解決に取り組んでいます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
市民活動団体登録件数	令和7年度	16件	30件	市民活動団体登録件数
米川地域づくり拠点施設利用者数	令和6年度	3,402人	4,500人	拠点施設の利用者数 (現在値は公民館の利用者数)

施策の展開

(1) 地域力を養う人材・組織の育成

市民活動支援センターによる市民活動情報の把握・発信、自治会やボランティア等の市民団体・グループ等の活動促進、NPO*等の活動組織育成を図ります。

また、自治会長研修会の実施や団体間連携の活性化等を通じ、リーダー等の人材育成に努め、特に女性や若年層の参画を促進します。

(2) 自治会活動の促進

自治会活動の多様性、地域性、先駆性等の特性を地域の課題解決に活かせるよう、情報提供や啓発等、効果的な方法を検討しつつ自治会、自治会連合会への支援に努めます。

また、自治会連合会等と連携して、自治会加入率の維持に努めます。

(3) コミュニティ拠点施設の活用促進

多機能複合型施設として、「米川地域づくり拠点施設」を整備し、市民による積極的な活用促進を図るとともに、各地域の公民館や集会所における運営の活性化を支援します。

(4) 地区活動拠点施設の整備

末武公民館を誰でも気軽に立ち寄れるコミュニティ施設として建替えを進めるほか、集会所の修繕等に対する助成を通じて、地域のまちづくり活動の拠点機能の充実を図ります。

(5) 住民との協働による地域づくり

地域担当職員*制度の活用により、地域課題について住民と情報共有を図り、作成した「夢プラン」をもとに、課題解決に向けて助言・提案を行いながら、協働によるまちづくり活動の推進を図ります。

主な事業等

- ・自治会活動助成
- ・自治会連合会活動助成
- ・市民活動団体登録制度
- ・市民活動保険
- ・がんばる地域応援事業
- ・地域担当職員*制度
- ・東陽コミュニティーセンター*管理運営
- ・地区集会所建設等助成
- ・米川地域づくり拠点施設整備事業
- ・末武コミュニティ拠点施設整備事業

関連計画

計画名	計画期間
米川地域づくり拠点施設整備基本計画	令和5年度～令和9年度

3 民間活力を活用した協働

基本方針

市民、民間事業者や高等教育機関等が、それぞれの長所をまちづくりに活かす協働体制づくりに向け、様々な働きかけを行い、関係機関との連携によるまちづくりの実践につなげていきます。

現況・課題

- ★まちづくりには、市民との協働とともに、民間事業者や高等教育機関などと知恵と力を出し合う産・官・学の連携体制づくりが重要となります。
- ★これまでも、山口県立大学や周南公立大学、下松デンタルアカデミー専門学校等と連携した取組の経緯もあり、これら高等教育機関等との協働を通して、地域内への若者の定着、人口増加や地域活力の向上につなげていく必要があります。
- ★民間事業者との包括連携協定*の締結が増えており、企業版ふるさと納税*の活用も行っています。これら民間事業者との連携をさらにひろげ、地域貢献、地域課題解決の力としていく必要があります。
- ★SDGs*の目標達成やカーボンニュートラル*に向けた取組など、様々なステークホルダー*に対して、市の施策との相関性を共有し、協働のきっかけづくりを進める必要があります。
- ★人と人との出会いや交流は人口の定着や増加につながることが期待され、市内外での団体、組織による様々な交流の機会を創出していくことが重要となります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
民間事業者との連携事業件数	令和6年度	19件	30件	民間事業者との累計の連携事業件数
高等教育機関等との連携事業件数	令和6年度	13件/年	25件/年	高等教育機関等との1年当たりの連携事業件数

施策の展開

(1) 官民連携によるまちづくり

民間事業者との包括連携協定*の締結や企業版ふるさと納税*など通じて、積極的な地域貢献や協働体制への参画を促すとともに、連携による地域課題解決の取組を継続させ、人材育成や雇用の創出等も含めた地域の活性化につなげていきます。

(2) 高等教育機関等との協働促進

周南地域や県内の大学等と連携した地域課題解決のプロジェクト推進により、その成果の活用、まちづくりへの反映を図り、学生の地域活動への関心・参加を促すことで卒業後の地域内への定着につなげます。

(3) 交流イベントの促進

下松商工会議所、周南青年会議所等の団体や民間事業者、NPO*法人等と連携し、市民交流イベント等を積極的に展開していきます。

主な事業等

- ・ 民間企業との包括連携協定*
- ・ 企業版ふるさと納税*の活用
- ・ PBL*（課題解決型学習）の活用
- ・ 大学等との連携による産業・観光振興や雇用創出

1 観光拠点の充実

基本方針

観光を重要な産業と捉え、笠戸島等の各観光関連施設を中心に、市内の魅力ある資源をコンテンツ*として活用し、有機的なネットワーク形成により全体的な観光拠点機能の充実を図ります。

現況・課題

- ★観光は、人の交流やふれあいを通じて地域に活気をもたらす重要な産業であり、既存資源やその良さを活かした拠点形成・充実が必要です。令和2年6月に観光協会事務局を下松商工会議所に移管し、民間主導、産官民の連携体制で観光拠点機能の整備・充実を進めるとともに、市では令和4年度に「第2期下松市観光振興ビジョン」を策定しています。
- ★笠戸島は、「みなとオアシスくだまつ☆笠戸島」への登録もある下松市の有力な観光資源で、令和2年にはひらめきパーク笠戸島に日本最大規模のタッチングプールを整備したほか、令和3年には「笠戸島家族旅行村リニューアル基本構想」を策定しており、今後、国民宿舎大城の大規模改修をはじめ笠戸島ハイツ跡地の活用を含め、島内施設の今後の在り方について総合的に検討し、有機的連携による集客力向上を図る必要があります。
- ★笠戸島に植樹した河津桜が春の観光資源として定着しました。観光協会等による「潮風ガーデン」の取組には市内の団体等も参加し、これを目的に多くの観光客が訪れています。こうした動きを盛り上げ、結んでいくことが重要です。
- ★米泉湖周辺でのハイキング等のレジャー機能や、旧山陽道の宿場町である花岡地区の歴史的遺産が残る町並みなど、市内各地域の環境や個性を活かした観光施策が求められます。また、多機能複合型施設として整備している「米川地域づくり拠点施設」を観光拠点として活かすことも期待されます。
- ★令和3年度に下松駅南に開設した観光案内所について、さらなる賑わい創出の拠点として機能強化を図るため、令和6年11月に拡大移転し、各観光関連施設との連携・ネットワーク強化により、市全体の施設の集客力向上、活性化につなげることが期待されます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
国民宿舎大城利用者数	令和6年度	134,156人	150,000人	指定管理者報告数値
笠戸島家族旅行村利用者数	令和6年度	48,096人	70,000人	指定管理者報告数値
栽培漁業センター利用者数	令和6年度	23,589人	30,000人	指定管理者報告数値

施策の展開

(1) 笠戸島の観光拠点としての機能充実

笠戸島家族旅行村のリニューアル工事について検討するとともに、観光協会による観光案内拠点機能の充実、潮風ガーデンの取組等を促進し、国民宿舎大城やひらめきパーク笠戸島、島の学び舎、ハイキングコースなど、観光関連施設の連携を強化し相乗効果を高め、着地型観光*の拠点として一体的な魅力向上、利便性向上を目指します。笠戸島ハイツ跡地については、民設民営を基本的な考え方とし、引き続き活用方法の検討を進め、また、各観光施設や特産品活用等による観光コンテンツ*の磨き上げにより、笠戸島自体のブランド化を目指します。

(2) 米川地区の観光拠点機能整備

多機能複合型施設として整備する「米川地域づくり拠点施設」を観光面でも活用し、米泉湖やそれに隣接する野外音楽堂ビッグウイングや滝の口河川公園等とも結んで、市北部への誘客に向けた拠点性を発揮できるような工夫に努めます。

(3) 花岡の歴史的町並み環境整備

下松市観光ボランティアガイドの会など市民有志や団体との連携により、宿場町の歴史的資源の保存・紹介、旧山陽道の町並み整備等、観光的価値を高める方策を検討します。

主な事業等

- ・観光振興ビジョン推進事業
- ・国民宿舎大城管理運営
- ・笠戸島家族旅行村管理運営
- ・笠戸島家族旅行村リニューアル整備
- ・はなぐり海水浴場、海上プロムナード管理
- ・栽培漁業センター観光案内業務
- ・笠戸島観光環境整備
- ・ハイキングコースの整備、マップの更新
- ・山口県・県観光連盟との連携
- ・周南広域（光・下松・周南）観光連携
- ・観光客受入体制の整備

関連計画

計画名	計画期間
第2期下松市観光振興ビジョン	令和5年度～令和9年度
国民宿舎事業経営戦略	令和3年度～令和12年度

2 観光産業の振興

基本方針

民間主導による産官民連携体制と市民のおもてなしの心により、特産品を活かした観光商品づくりやイベント等の集客コンテンツ*の充実、観光情報発信等を計画的かつ効果的、柔軟に進め、観光振興ビジョンで示した方向の具体化を図ります。

現況・課題

- ★令和4年度に策定した「第2期下松市観光振興ビジョン」では、観光に携わる人材の確保・育成、笠戸島を中心とした魅力あるまちづくり、市内外への情報発信の充実を重点戦略としており、「人々を引き付ける魅力あるまち」を目指して取組を進めています。
- ★下松市観光協会の事務局を令和2年6月に下松商工会議所に移管した結果、機動的な事業展開がなされ、イベントや情報発信、新商品開発など新たな取組が積極的に行われています。また、周南3市では、周南広域観光連携推進協議会を設置し、連携した活動を展開しています。
- ★観光協会により下松駅南の観光案内所移転に伴う機能強化がなされたほか、360度観光PR等の動画コンテンツ*配信、ニーズや時代に即した情報発信力の強化がなされています。
- ★「笠戸ひらめ」や「来巻にんにく」、「笠戸島レモン」、「米川ゆず」など、加工も含め特産品として開発、販売されており、蕎麦打ち体験等も行われています。また、本市の「ものづくり」をアピールする「道路を走る鉄道車両見学プロジェクト」や「くだまつ笠戸島アイランドトレイル」等も人気を集めており、これらの特産品やイベント等を観光コンテンツ*としてより活用するための工夫や新展開への挑戦が重要となります。
- ★全国的にインバウンド*の観光客が増加していますが、外国人への観光魅力の提供のあり方についての検討を重ね、広域的連携も含めて取組を進めていくことが求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
笠戸島地区観光客数	令和6年度	226,516人	288,000人	山口県観光客動態調査
米川地区観光客数	令和6年度	18,280人	25,000人	山口県観光客動態調査
花岡地区観光客数	令和6年度	29,936人	45,000人	山口県観光客動態調査
市全体観光客数	令和6年度	692,650人	1,000,000人	山口県観光客動態調査

施策の展開

(1) 観光振興ビジョンの推進

下松市観光協会を中心に下松市観光振興ビジョンに掲げた取組を民間主導で促進し、観光関係者間の連携体制を強化しながら、産官民一体で観光を産業として育てられるよう、柔軟な連携、支援を行っていきます。

(2) 観光商品づくり

ひらめ等の海産物やレモン、ゆず、ニンニク、牛骨・笠戸ひらめラーメン等、下松ならではの魅力的な産品を活用し、6次産業化*による付加価値の高い特産品・観光商品の開発と販路拡大、PR等の取組を促進、支援します。

(3) 集客コンテンツ*の充実

「ものづくり」や「星ふるまち」の伝説、形象埴輪群*等の歴史文化、自然とスポーツ、各種体験などを観光につなげる連携体制を強化し、集客のための特色あるイベントやプログラムなど観光コンテンツ*として活用の充実を進めます。

(4) 観光情報発信の強化

下松市の魅力を広くアピールし誘客につなげるための情報発信として、パンフレットやポスターのほか、SNS*など多様な媒体の特性を活かした情報発信の強化を進めます。下松にゆかりのある人等の活用や、メディアへの情報提供、映画やCM等のロケ地の誘致なども含め、観光協会を中心に市や関係機関の連携により効果的なPRを図ります。また、観光案内所の機能充実を促進するとともに、鉄道駅や下松サービスエリアなども情報発信の場として活用します。

(5) 広域的な観光振興体制の充実

周南市、光市との周南広域観光連携推進協議会による広域的な誘客への取組を進めるとともに、令和8年度の山口デスティネーションキャンペーン*等を通じた県やより広域での連携も柔軟に進めていきます。

(6) 国際化に対応した観光受入体制の整備促進

外国文化に対応した魅力の感じ方等を把握し、それに対応した観光の取組、外国語表記や外国語対応等の環境整備などの充実を図ります。

(7) 観光ホスピタリティ*の向上

市民それぞれが「くだまつ愛」に裏付けられた誇りとおもてなしの心を持って、あいさつや簡単な案内などを行えるよう、気運の醸成に努めます。観光業従事者のほか市民全体のホスピタリティ*の向上や意欲ある観光関連事業者等への支援、「くだまる」の観光活用とグッズの充実などにも取り組みます。

主な事業等

- ・観光振興ビジョン推進事業
- ・農林水産業者との連携
- ・観光協会、商工会議所との連携・支援
- ・観光案内所の機能強化
- ・インバウンド*推進事業
- ・観光情報発信の強化及び多言語化
- ・観光看板及びパンフレット等作成（外国語表記や外国語対応）

関連計画

計画名	計画期間
第2期下松市観光振興ビジョン	令和5年度～令和9年度

3 スポーツ環境の充実

基本方針

スポーツ関係団体の運営支援や組織力強化支援、学校部活動の円滑な地域展開に取り組むとともに、スポーツ施設の充実を図り、良好なスポーツ環境を提供します。

現況・課題

- ★令和5年度に「第2期下松市スポーツ推進計画」を策定し、「する」、「観る」、「支える」スポーツの推進を基本方針とし、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり／ともに／つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」を柱として、スポーツに関する施策の方向を示しています。
- ★競技力の向上を図るため、下松市スポーツ協会や下松市スポーツ少年団等が中心となり、指導者育成や競技団体間の連携促進などに取り組んでおり、市は助成金の交付等により、これらの活動を支えています。
- ★健康増進や生きがいづくり等を目的として、下松市スポーツ推進委員協議会を中心に地域のスポーツ振興を推進しています。
- ★体育施設運営者と連携して、各施設の効率的な維持管理や計画的な改修等に努めています。
- ★学校部活動の地域展開を推進するため、令和5年度に「下松市地域クラブ活動推進プラン」を策定しており、スポーツの地域クラブ活動については、下松市施設管理公社を運営団体とし、「くだまつ地域クラブ活動」の募集・登録を進め、様々な支援を展開しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
スポーツ少年団登録者数(団員)	令和7年度	474人	500人	
スポーツ少年団登録者数(指導者・役員・スタッフ)	令和7年度	121人	130人	
体育施設利用者数	令和6年度	167,821人	180,000人	

施策の展開

(1) スポーツ組織の育成・支援

下松市スポーツ協会、下松市スポーツ少年団等のスポーツ関連団体の主体的な活動を支援するとともに、情報提供、指導者育成支援等による活動環境の向上に努めます。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

スポーツ推進委員の資質向上と各組織の体制強化等を図るため、指導者研修や実技講習会等の充実に取り組むとともに、活動内容の周知等による新たな人材の確保を推進します。

(3) 学校部活動の地域展開

学校部活動の地域展開の推進に当たり、関係団体と連携し、地域において子どもたちがスポーツ活動を継続できる環境づくりに努めます。

(4) スポーツ施設の整備・運営

下松スポーツ公園において、温水プールと武道場（弓道場を含む）を整備し、一部の学校プールの集約を図ります。その他のスポーツ施設については、市民ニーズ把握や費用対効果等を検討し、効率的、効果的な整備・運営を推進します。

主な事業等

- ・スポーツ協会の活動支援
- ・スポーツ少年団の活動支援
- ・スポーツ推進委員協議会の活動支援
- ・体育施設整備・運営
- ・地域クラブ活動支援

関連計画

計画名	計画期間
下松市スポーツ推進計画	令和6年度～令和10年度
下松市体育施設個別施設計画	令和3年度～令和28年度

4 スポーツの推進

基本方針

スポーツの振興を通じた地域の活性化を推進するとともに、競技スポーツや、年齢や性別にかかわらず誰もが気軽に楽しめるレクリエーションスポーツ等、幅広いスポーツの普及に取り組みます。また、子ども達がスポーツに取り組む機会や、トップアスリートとの交流機会の創出に努めます。

現況・課題

- ★「第2期下松市スポーツ推進計画」に沿って、スポーツ団体との連携、育成のほか、スポーツの普及に向けた施策を展開しています。また、「わがまちスポーツ」と位置付けているバドミントン、ハンドボールを中心に、企業や競技団体等と連携し、次世代アスリートの育成と地域の活性化に取り組んでいます。
- ★健康志向等を背景に、競技スポーツのみならず、年齢や性別にかかわらず誰もが楽しめるウォーキングやレクリエーションスポーツなど、幅広いスポーツへの関心が高まっていることから、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツに関する情報提供や指導者育成、体験の場の確保に取り組んでいます。
- ★スポーツフェスティバルやレクフェスタなどのスポーツイベントを開催し、多様なスポーツを体験する機会を提供しています。
- ★地域で活躍するトップアスリートとの交流事業などを通じて、スポーツに対する機運向上を推進しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
スポーツフェスティバル参加者数	令和6年度	778人	900人	
健康ウォーキング参加者数	令和6年度	169人	200人	
レクフェスタ参加者数	令和6年度	33人	50人	

施策の展開

(1) 競技スポーツの振興

企業やスポーツ協会、競技団体等との連携を深め、トップアスリートとの交流機会の創出等により次世代アスリートの育成に取り組むとともに、多様なスポーツを通じた地域の活性化を推進します。

(2) スポーツの普及

市民の生きがいづくりと健康・体力づくりを推進するため、健康福祉部門やスポーツ推進委員等の地域のスポーツリーダーと連携し、年齢や性別にかかわらず、誰もがスポーツに親しめる機会を創出し、スポーツの普及に努めるとともに、SNS*等多様な媒体を活用した情報発信に取り組めます。

(3) スポーツイベントの充実

企業やスポーツ協会、競技団体等、幅広い関係者との連携を図り、市民ニーズに沿ったスポーツイベントの開催に取り組めます。

(4) 子どものスポーツ推進

イベントの開催やスポーツ少年団等を通じた、子どものスポーツへの取組を推進し、運動能力や体力の向上を図ります。

(5) スポーツと観光の融合

くだまつ笠戸島アイランドトレイルの開催等を通じて、スポーツと観光との融合（スポーツツーリズム）による交流人口の拡大や地域経済への波及効果の創出に努めます。

(6) スポーツ交流の推進

わがまちスポーツであるバドミントンやハンドボールのトップリーグ誘致を継続するほか、下松市を活動拠点とする「笠戸ブレイブスター」、地域で活躍するトップアスリートなど高いレベルに触れる交流機会を創出し、市民のスポーツ意欲の高揚につなげます。

主な事業等

- ・全国大会等出場激励金
- ・短期スポーツ教室
- ・水泳教室
- ・健康ウォーキング
- ・スポーツフェスティバル
- ・駅伝競走大会
- ・レクフェスタ
- ・トップアスリート交流
- ・レクリエーションスポーツ用具の整備、貸出
- ・体育施設の貸出（体育授業、部活動等）

関連計画

計画名	計画期間
下松市スポーツ推進計画	令和6年度～令和10年度

5 多文化共生*と国際交流

基本方針

国際性豊かな社会の実現を目指して、市民の国際感覚を高めるための人材の育成や実効性ある国際交流の推進を図るとともに、今後増加していくことが予想される外国人住民と、日本人がお互いを尊重しながら、共に活躍し、豊かに安心して暮らせる多文化共生*社会の実現に向けた取組を進めます。

現況・課題

- ★グローバル化の進展とともに、市民が広い視野や国際的な感覚を持って、異文化交流を図るなど、国際理解や国際交流の取組を進める必要があります。
- ★近年増加傾向にある外国人住民に対する教育支援の充実をはじめ、令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく日本語教育の推進等に努めていく必要があります。また、現行の技能実習制度に代わり、人材の確保と育成を目的とする育成就労制度が今後開始され、特定技能制度も対象分野の拡大が図られるなど、より長期的な人材確保と定着が目指される中で、地域における適応や防災対策など、外国人住民を含めた市民全体が安心して暮らすことができる多文化共生*社会の構築が求められています。
- ★具体的な多文化共生*のための施策として、保育園・幼稚園への外国人講師派遣や地域日本語教育推進事業の実施のほか、市ホームページを通じて、多言語に対応した生活情報やイベント・観光情報の提供を行っています。

目標指標

指標名	現況値		目標値	説明
	年度等	数値	令和12年度	
幼児教育の場での英語教育提供回数(累計)	令和6年度	1,112回	1,800回	市内保育園・幼稚園での英語授業の累計回数

施策の展開

(1) 国際交流の推進

グローバル社会の中で国際感覚豊かな市民を育成するため、教育・保育の場への外国人講師の派遣をはじめ、外国人との交流機会の充実や国際理解の促進等による実効性のある国際交流を推進し、国際化に対する意識や相互理解を図りつつ、市民の国際感覚の醸成に努めます。

(2) 日本語教育の推進

民間団体が実施する日本語教室の運営に対する支援等、日本語学習環境の整備に努めます。

(3) 多文化共生*の推進

外国人住民を生活者として捉え、多言語による情報提供や日本語の学習支援等のコミュニケーション支援、日常生活の支援等を図りながら、市民全体への多文化共生*の意義や必要性の啓発に努め、外国人住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

主な事業等

- ・ 観光情報発信の多言語化
- ・ 英語環境向上推進事業
- ・ 地域日本語教育推進事業
- ・ 多文化共生*のための交流の場の設置
- ・ インターネットや多言語アプリ等の活用

関連計画

計画名	計画期間
くだまつ国際化推進ビジョン	平成 16 年度 ～ —

6 移住・定住の促進

基本方針

人材の定着・還流を図るために、多様なツールや地域資源を活用した戦略的な情報・魅力発信を行うことで、「くだまつ」の知名度を向上させるとともに、移住希望者を発掘し、実際の移住・定住につながるよう、情報発信の強化、支援制度の充実に取り組みます。

現況・課題

- ★市の特徴を活かしつつ、市の魅力を市内外に周知、浸透させ、人の呼び込みや定着、人口減少の抑制につなげる戦略的なシティプロモーション*が必要となります。公式マスコットキャラクター「くだまる」を各所で活用しているほか、「くだまるのうた」、「くだまるダンス」を制作し、発信に努めています。
- ★自主財源の確保に有効であるふるさと納税*制度について、返戻品を掲載するポータルサイトの活用や返戻品の開拓など、寄附額の増加に努めていますが、他の自治体への寄附額が大きく上回っている状況に強い危機感を持ち、様々な角度からシティプロモーション*事業を強化する必要があります。
- ★特産品や産業、景観など、下松の良さを多くの人に伝え、下松に関心を持つ人を増やすために、下松ならではの地域資源の魅力発信をさらに強化していく必要があります。
- ★人口が減少に転じ、少子高齢化が進む一方で、働き方の多様化等を背景に都市住民の地方への移住の関心が高まっており、下松市への移住の相談件数は増加傾向にあります。市民の郷土愛醸成による定住・還流の促進と併せ、的確な情報発信等による仕事と住まいを結び付けた移住・定住の促進施策の充実が一層求められます。
- ★下松市の人口動態では、特に若い女性の流出が顕著であるため、市内での就業や定住を促進するための取組が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
ふるさと納税*受入額	令和6年度	11,188千円	50,000千円	
移住支援金交付件数	令和7年度	3件	10件	目標値はR8年度～R12年度
地域おこし協力隊*員数	令和7年度	0人	6人	目標値はR8年度～R12年度

施策の展開

(1) シティプロモーション*の推進

下松ならではの地域資源を下松市公式マスコットキャラクター「くだまる」などの多様な手法により発信し、知名度の向上を図りながら、移住・定住へのきっかけづくりになるよう努めるとともに、地域と多様に関わる関係人口*の創出・拡大を図ります。

(2) 移住希望者の発掘と支援

移住希望者に対して、移住希望者と地域をつなぐ「ふるさと回帰支援センター」と連携した情報発信・情報提供を行うとともに、下松市移住創業・就業支援金、下松市移住支援金、下松市地方就職学生支援金等を活用し、移住・定住を促進します。また、地域おこし協力隊*制度を導入して地域人材の定住・定着を図り、移住の好循環が生まれるよう努めるとともに、地域の活性化と地域力の維持・強化を図ります。

(3) ふるさと納税*の対応強化

自主財源の確保に有効であり、移住のきっかけとなるふるさと納税*について、現状を分析し、ポータルサイトの強化、魅力ある返戻品の開拓・開発を行い、寄附額の増加に努めます。

(4) 下松応援団の充実

ふるさと納税*等を有効に活用した魅力発信により、下松を応援する人材（下松ファン）を増やし、関係人口*の増加、さらには移住・定住につなげていきます。

(5) 人口流出の抑制

大都市圏への人口流出が進む中、特に著しい若い女性の人口流出を抑制するため、産官民の連携による就職先の確保や定住に向けた創意工夫に努めます。

主な事業等

- ・シティプロモーション*事業
- ・くだまる活用事業
- ・ふるさと納税*推進事業
- ・移住就業支援事業
- ・地域おこし協力隊*事業

1 人権の尊重

基本方針

人権の尊重は社会における不変のテーマであり、正しい情報提供や相談等の環境づくりに努め、学校教育、社会教育等の場での人権意識を高める教育・学習活動を推進します。

現況・課題

- ★人と人が関わり合う上での配慮、人権尊重の視点は、時代を問わず大切なテーマの一つであるとともに、社会情勢の変化等による新たな課題への対応も必要とされています。
- ★「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づき、各種人権啓発活動や人権相談、人権研修等、人権関係施策を着実に実施しているほか、あらゆる施策を人権尊重の視点からとらえ推進しています。
- ★福祉の視点や学校教育、社会教育の視点を踏まえつつ、引き続き人権に関わる交流、学びなど多様な機会を確保し、誰もが自然に人権に配慮できる地域社会を形成する必要があります。市内の小・中学校では、教職員、児童生徒への人権教育を、現状の人権課題に即して推進しています。
- ★人権の視点を尊重した行政を推進するため、市民参加による人権のまちづくりを推進する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
人権啓発に関する講演会等の参加者数	令和 6年度	617 人	700 人	人権啓発に関する講演会等への延べ参加者数
人権に関する相談機会の数	令和 6年度	25 回	25 回	特設人権相談所等の人権相談会実施数

施策の展開

(1) 人権尊重の環境づくり

「山口県人権推進指針」に基づき、社会情勢等による新たな課題も含めた人権に関する課題について、情報提供等により市民への一層の啓発に努めるとともに、より相談しやすい環境づくりに努め、人権推進意識のさらなる醸成を図ります。

(2) 学校における人権学習の推進

「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」を踏まえ、人権尊重の意識を高め、児童生徒一人一人を大切にする、新たな課題への対応も含めた教育活動を組織的・計画的に推進します。

(3) 社会教育における人権学習の推進

「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」を踏まえ、下松市人権教育推進委員との連携等により、職場を含めた地域社会における人権学習機会の充実を図ります。

主な事業等

- ・ 人権の花運動
- ・ 人権ふれあいフェスティバル参加
- ・ 各種団体研修会参加
- ・ 人権に関する相談業務
- ・ 学校人権教育研修会の開催
- ・ 「人権」を考えるつどい
- ・ 人権教育講座
- ・ 人権教育教材の貸出

2 男女共同参画の推進

基本方針

性別に関わりなくすべての人が個性と能力を發揮し、仕事・家庭・地域生活など多様な活動を自らの希望に沿って展開できる社会を目指し、男女がともに活躍できる社会づくり、男女共同参画に向けた意識の改革、男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくりの取組を着実に進めます。

現況・課題

- ★男女共同参画社会の実現に向け、令和5年度に「第6次下松市男女共同参画プラン」を策定しました。その中で、3つの基本目標を掲げ、施策の方向性を示しています。
- ★少子高齢化の進行等の社会情勢に対応するためにも、すべての人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる、多様性に富んだ豊かで安全安心な男女共同参画社会の実現に向け、家庭、職場、地域社会など多様な分野において男女共同参画をより一層推進する必要があり、幅広い取組が求められています。
- ★就労の場における女性の活躍については、女性活躍推進法に基づき、「第6次下松市男女共同参画プラン」において「下松市女性活躍推進計画」を策定しており、これに沿った取組が必要です。令和2年には下松市女性活躍推進協議会を設置し、講演会等を実施しています。
- ★「第6次下松市男女共同参画プラン」において「下松市DV*対策基本計画」を策定しています。男女間の暴力等の相談は増加しており、関係機関との連携・協力や、相談・支援体制のより一層の充実が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
審議会等委員の女性割合	令和6年 4月	29.2%	30.0%	地方自治法や市の要綱で定められた審議会等委員の女性割合

施策の展開

(1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

「下松市男女共同参画プラン」及び「下松市女性活躍推進計画」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野での政策や方針決定過程への女性の参画促進、男女が自らの希望で仕事と生活や地域活動を両立できる環境の整備、就労の場での女性活躍推進を図るとともに、国際理解及び交流を通じた男女共同参画の推進を図ります。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画の妨げとなる社会制度や慣行の見直しにつながるよう、意識改革や人権尊重意識の高揚に向けた啓発、男性の育児参加促進、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進するとともに、女性があらゆる分野に参画し、能力が発揮できるよう学習機会の提供・充実を図ります。

(3) 男女が健康で安全安心に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力(DV*)や性犯罪、ストーカー行為、各種ハラスメント*等の根絶を目指して、暴力を許さない気運の醸成や、関係課・機関の連携によるきめ細かな相談対応に努めるとともに、年齢や性別にかかわらず、困難を抱える人もあらゆる人が安心して自立した生き方ができるよう、生涯を通じた健康支援や多様な生き方を認め合う意識の醸成、環境の整備や支援、防災分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

主な事業等

- ・女性活躍推進研修会開催
- ・女性参画機会の拡充
- ・男女共同参画プランの推進事業
- ・家庭生活への男性の参加促進
- ・ワーク・ライフ・バランス*の促進
- ・人権相談
- ・男女共同参画研修会開催
- ・女性団体活動の支援
- ・DV*防止講座開催
- ・DV*相談
- ・介護予防・生活支援サービス事業の推進

関連計画

計画名	計画期間
第6次下松市男女共同参画プラン	令和6年度～令和9年度
下松市女性活躍推進計画	令和6年度～令和9年度
下松市DV*対策基本計画	令和6年度～令和9年度
下松市困難女性支援基本計画	令和6年度～令和9年度

7 行政管理

【政策】

1 効率的な行財政運営

【基本施策】

1 行政情報化の推進

2 公共施設の総合管理

3 健全で効率的な行財政運営

1 行政情報化の推進

基本方針

日々進化するデジタル技術やデータを活用し、市民の利便性向上、業務効率化を図り、限られた人的資源を行政サービスの維持・向上につなげる一方、個人情報保護など情報セキュリティに万全を期しています。

現況・課題

- ★デジタル技術を活用し、業務改革を行うことにより、市民の利便性向上、業務効率化を目指すデジタル・トランスフォーメーション（DX*）を推進し、限られた人的資源を真に必要な業務に振り向けるとともに、行政コストの節減にもつなげる必要があります。令和3年12月に「下松市デジタル・トランスフォーメーション（DX*）推進計画」を策定しており、令和8年度からは新しい計画に基づき、技術の進化に合わせて柔軟に対応していくことが求められます。
- ★自治体クラウド*の運用により行政事務の効率化、経費削減及びシステムの非常時に備えたデータの二重化を図っているほか、庁内・出先機関のネットワーク接続やネットワーク環境の無線化を完了させています。また、リモート会議やAI*の活用も進めています。
- ★個人番号カード（マイナンバーカード）を活用した証明書類のコンビニ交付サービスのほか各種申請・届出等のオンライン化を推進し、市民の利便性向上を図っていますが、業務効率化との両立が課題となっています。今後、いわゆる「書かない窓口」等を推進するにあたっては、各業務のBPR*を実施のうえ、バックヤード業務との連携等の機能を備えたシステムを導入するなど、市民の利便性向上・業務効率化を同時に図る必要があります。
- ★個人情報保護法、下松市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報をはじめ市が保有する情報資産の安全対策と適正管理への継続的な取組が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明	
	年度等	数値			
職員の生成AI*利用率	令和7年度	未導入	50%	生成AI*を業務で使用した職員の割合	
RPA*導入業務数	令和7年度	36	50	これまでRPA*を活用した業務の総数	
書かない窓口による書く回数の削減	令和7年度	転入	62回	13回	窓口体験調査を行った際に、氏名等を書いた回数
		おくやみ	11回	3回	

施策の展開

(1) 情報ネットワーク環境の充実

出先機関を含む市内ネットワークと無線環境、自治体クラウド*の安定稼働に努めるとともに、市内ネットワーク環境の充実に引き続き取り組み、業務効率化、経費削減、情報処理や交流の円滑化、高度化を推進し、デジタル強靱化社会の基盤強化を図ります。

(2) DX*による行政効率化の推進

各業務のBPR*を前提に、各種デジタル技術から業務効率化に最適なものを導入するとともに、生成AI*に代表される最新のデジタル技術を積極的に活用するなど、DX*による行政効率化を推進し、将来にわたり持続可能な市役所を目指します。

(3) DX*による市民サービス・利便性向上

利用者中心のサービスデザインを前提に、各種デジタル技術から市民サービス・利便性向上と同時に業務効率化を実現できる最適なものを導入し、誰もがその恩恵を享受できるようDX*を推進します。

(4) 個人情報の適正管理

職員に対する個人情報保護の重要性についての意識啓発、法令等の規定に従った適切な情報管理、セキュリティシステムの安定稼働に努め、情報環境の変化に対応し、常に万全の情報セキュリティの確保を図ります。

主な 事業等

- ・自治体クラウド*の活用
- ・庁内外情報システム維持管理
- ・マイナンバーカードの活用
- ・行政手続のオンライン化
- ・ペーパーレス化の推進
- ・「書かない窓口」(窓口BPR*)の推進

関連計画

計画名	計画期間
下松市DX*推進計画	令和8年度 ～ 令和12年度

2 公共施設の総合管理

基本方針

公共施設の総合的マネジメントにより、計画的な運営管理、長寿命化*、複合化や統廃合、耐震化等を進め、市民サービスを維持しつつ財政負担の軽減、平準化を図るとともに、民間活力活用の効果的方法を検討し、整備や管理運営への適切な導入に努めます。

現況・課題

- ★市内の公共施設は、建築後 30 年以上経過したものが約 5 割を占め、公共施設等全体を横断的に整理するとともに、中長期的な視点でマネジメントを進めることが重要です。令和 4 年 3 月に「下松市公共施設等総合管理計画」を改定し、令和 5 年度には「下松市公共施設長寿命化計画*のガイドライン」を作成し、施設の規模や用途、経過年数などによるマネジメントの方針を策定しています。
- ★公共施設のマネジメントの方針としては、人口減少社会を見据え、複合化や統廃合を基本とし、予防保全型維持管理*による財政負担の軽減・平準化に努めることで、次世代に継承可能なものにしていくことが求められます。
- ★新耐震基準を満たしていない施設について、市民が安全で安心して使えるよう、長寿命化*や建替えに合わせた耐震化を進める必要があります。
- ★公共施設の指定管理者制度*は、随時その効用を検証し、指定管理者の適正な選定、対象施設の追加検討などが必要です。さらに、多様な民間活力導入手法による効率化も検討する必要があります。
- ★令和 6 年度に「下松市公共施設等ユニバーサルデザイン*化整備標準」を策定しており、これに沿って、各施設のユニバーサルデザイン*化を進め、多様な人々が利用しやすい生活環境を充実させる必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和 12 年度	説明
	年度等	数値		
公共施設の集約化・複合化	-	-	1 件以上	今後の人口減少を考慮し、施設総量(公共施設(建物)の市民一人当たり延床面積)の縮減を行う
ネーミングライツ*導入件数	令和 7 年度	3 件	6 件	ネーミングライツ*を導入した施設の数

施策の展開

(1) 公共施設の総合的マネジメント

「下松市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画を適宜見直しつつ、公共施設全体の状況を横断的に把握し、予防保全型維持管理*による長寿命化*、耐震化等を進め、トータルコストの縮減・平準化や安全安心な施設の提供に努めます。

(2) 指定管理者制度*の適切な活用

指定管理者制度*は、随時その効用を検証し、対象施設の検討、指定管理者の適正な選定等を行い、効果的な活用を図ります。

(3) 民間活力の導入

公共施設の管理運営については、PPP*・PFI*や指定管理者制度*の導入など、各施設に応じた様々な民間活力導入手法を比較検討し、最適な方法を見いだして財政負担の軽減・平準化、より充実・効率化したサービスの提供を図ります。また、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するとともに、施設の魅力向上による市民サービスの充実を図ることを目的に、ネーミングライツ*の導入を推進します。

(4) 公共施設等のユニバーサルデザイン*化

道路や公共施設、公営住宅等の整備においては、誰もが利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン*化に努めます。

主な事業等

- ・横断的な施設更新・統廃合・長寿命化*の検討・推進
- ・多様なコスト縮減手法の検討・導入
- ・固定資産台帳の運用
- ・指定管理者制度*の運用
- ・ネーミングライツ*の導入
- ・ユニバーサルデザイン*化整備事業

関連計画

計画名	計画期間
下松市公共施設等総合管理計画	平成 29 年度 ～ 令和 28 年度
下松市公共施設長寿命化計画*のガイドライン	令和 5 年度 ～
下松市公共施設等ユニバーサルデザイン*化整備標準	令和 6 年度 ～

3 健全で効率的な行財政運営

基本方針

経営的視点に基づく行政運営の効率化、効果的な運営を常に追求し、地方創生の観点からの施策も積極的に導入するとともに、財政の健全化かつ安定的な運営のため、財源の確保や財政構造の見直しに基づく的確な事業選択等に努めます。

現況・課題

- ★様々な行政課題や市民ニーズに対応できる効率的な行政運営のため、組織・機構の見直しを実施してきましたが、今後も、社会情勢の変化を見極めつつ、市民にわかりやすい行政組織体制を目指していく必要があります。
- ★「下松市人材育成基本方針」に沿って「自己啓発」「職場研修」「職場外研修」を三つの柱として、人材育成に努めています。また、人事評価制度も人材育成のため有効に活用していく必要があります。
- ★下松市が参加している広域行政の一部事務組合がごみ処理などのそれぞれの分野において、効率化を目指した共同処理を行っています。さらに、地方分権の推進による国や県からの権限移譲に対応するため、自治体の範囲を超えて広域的に共通する課題が増加しており、周辺自治体との事務の共同化等について適宜検討する必要があります。
- ★人口減少過程への移行、少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、行財政運営には、多様化する行政需要に対して柔軟かつ迅速に対応できる行財政基盤の確立が求められています。
- ★市税収入は堅調に推移し、高い収納率を維持していますが、人口減少、資材費高騰など不透明な要素も多く、引き続き安定的な確保への努力が必要です。税のキャッシュレス納付、地方税統一QRコード導入等を進めていますが、それらの拡充とともに、自主財源の確保、国や県等の補助制度や起債制度の有効活用、使用料などの適正化や財産の利活用などに取り組む必要があります。
- ★健全財政を概ね確保しているものの、今後見込まれる大型事業の動向や経済情勢により、財政の健全性を示す指標は上昇する可能性があります。ふるさと納税*等による財源確保、事業別予算の実施などにより、健全財政の維持に努めていますが、さらなる行財政改革・行政のスリム化により、自主・自立の行財政運営を堅持することが重要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 令和12年度	説明
	年度等	数値		
実質公債費比率*	令和6年度	4.3%	6%以下	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率*	令和6年度	10.9%	40%以下	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

施策の展開

(1) 効率的な行政運営の推進

計画的・効率的な行政運営を行うため、組織・機構の見直しを含め、行政運営体制の改善を推進します。また、施策事業のPDCA*を機能させるため、総合計画を基本とした事業評価のしくみの構築に取り組みます。

(2) 職員の資質向上

「下松市人材育成基本方針」に基づき、研修や自己啓発促進による職員資質の向上を進めるとともに、人事評価制度の運用拡大とその有効な活用、コンプライアンス*強化や働き方改革への取組なども積極的に進めます。

(3) 効率的な広域行政連携の推進

現行の広域行政事務の適正な運営と、効率的・合理的運営に向けた改善を図るとともに、さらに行政の効率化、経費削減の観点から、必要に応じて周辺自治体との多様な分野における広域連携の検討、業務の共同処理の研究等を進めます。

(4) 公正かつ適正な課税・徴収

公正かつ適正な課税・徴収を行い、税負担の公平性の確保に留意しつつ、持続可能な行財政運営の基盤となる市税収入の確保を図ります。また、キャッシュレス納付など市民の利便性の高い納税方法の拡充、周知を進め、納税環境の充実を図ります。

(5) 安定的な財政運営

自主・自立の行財政運営を基本に、行財政改革推進計画に基づき、事務事業の見直しや財源確保など、行政改革としての取組及び財政改革の取組を進めることで、構造的な財源不足の縮減・解消、財政基盤の強化を図り、持続可能な行財政運営を堅持します。

(6) 自主財源の確保等

使用料や手数料等における受益と負担の適正化、市有財産の利活用方針の策定、ふるさと納税*制度の活用等により、自主財源の確保、資産・債務改革の推進を図ります。

主な事業等

- ・行財政改革の推進
- ・口座振替制度やキャッシュレス納付の推進(広報・PR)
- ・人事評価制度の運用
- ・事業評価制度*の運用
- ・差押やタイヤロック等による滞納処分の強化
- ・インターネット公売の積極的活用による換価の強化

関連計画

計画名	計画期間
デジタル田園都市国家構想の実現に向けた下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略* (第3期総合戦略)	令和6年度 ~ 令和10年度
第7次下松市行財政改革推進計画	令和8年度 ~ 令和12年度
下松市人材育成基本方針	平成31年度 ~

